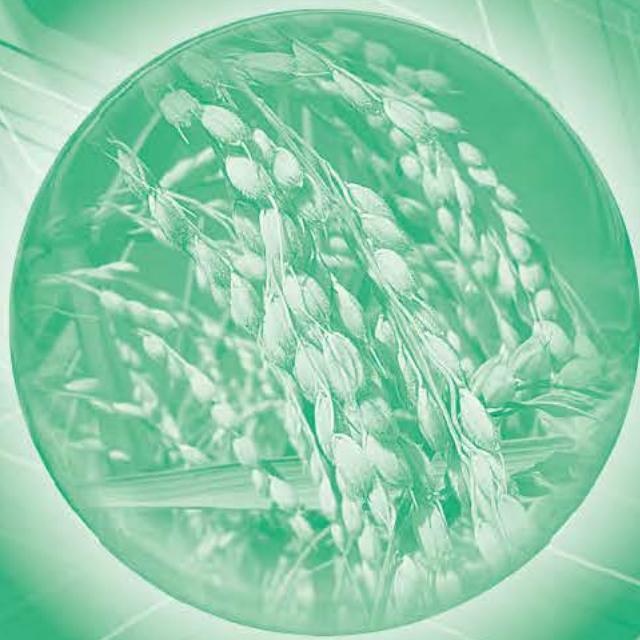


# Disclosure

ディスクロージャー

## 2021

— JA理解が深まることを願って —



堺市農業協同組合

## はじめに

J A 堺市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただきるために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のみなさまのためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー2021」を作成いたしました。

みなさまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、また、現在実践中のJA自己改革について、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月 堺市農業協同組合

## J Aのプロフィール

※令和3年3月31日現在

◇設立	昭和44年3月
◇本所所在地	堺市西区上野芝町2丁
◇出資金	11億円
◇総資産	4,710億円
◇単体自己資本比率	14.82%

◇組合員数	27,529人
◇役員数	34人
◇職員数	341人

◇支所	21カ所
◇営農センター	1カ所
◇農産物直売所	1カ所
◇生活センター	1カ所

## Disclosure もくじ

ごあいさつ	1
【事業活動の案内】	
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
4. 農業振興活動	3
5. 地域貢献情報等	3
6. 地域密着型金融への取り組み	5
7. 事業の概況	5
8. JA自己改革実践状況報告	8
9. リスク管理の状況	10
10. 主な事業の内容	20
【経営資料】	
I. 決算の状況	30
II. 損益の状況	46
III. 事業の概要	48
IV. 経営指標	57
V. 自己資本の充実の状況等	
『定性的な開示事項』	58
『定量的な開示事項』	62
【JAの概要】	
1. 機構図	68
2. 役員一覧	69
3. 会計監査人の名称	69
4. 組合員数	69
5. 組合内の組合員組織の状況	70
6. 特定信用事業代理業者の状況	70
7. 地区一覧	70
8. 店舗一覧	71
9. 沿革・あゆみ	72
開示項目一覧	74
用語の説明	卷末

### ●ディスクロージャーとは

ディスクロージャー（Disclosure）とは、通常、「情報開示」を意味し、国や行政が文書を一般の市民に公表する事や、企業が株主や利害関係者のために、財務情報や企業活動の情報を公開することをいいます。

JAにおいても、信用事業の業務範囲の拡大に伴い、経営情報の開示を通じて経営の透明性を高める観点等から、信用事業を行うJAについてのディスクロージャーが農業協同組合法（第54条の3）により求められています。

JAが一般の金融機関と大きく異なっている点は、信用事業のほかに共済・購買・販売等といった各事業が、相互補完的に結合した複合的な事業体であるということです。

そして一番大きな違い、それはJAが組合員により組織され、組合員が運営し、組合員が利用する非営利・協同組合組織であるということです。すなわち、一般の金融機関であれば、いかに利益を上げて高い株式配当につとめるかが最も重要視されるわけですが、JAにおいては、いかに組合員利用者の方々に貢献するかが大切で、それがJA設立の目的でもあります。

そこには、経営効率の指標では計れない様々な事業、例えば指導事業や利用事業等、またそれらに伴う共同利用施設・設備等の設置など、営利法人には見られないJAの特徴的な事業・経営があります。

事業内容に違いがあっても、みなさまの大切な財産をお預かりしている以上、また、協同組合組織として当然のこととして健全で安定した経営に心がけるとともに経営内容を公開し、組合員等利用者・地域住民のみなさまの信頼を得ることが重要だと考えています。

※1. 本冊子は農協法第54条の3第1項に基づき作成したディスクロージャー資料です。

※2. 計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

# ごあいさつ

堺市農業協同組合

代表理事組合長

寺下三郎



組合員・利用者のみなさまには、平素よりJA堺市に温かいご支援、ご愛顧をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、わが国経済は新型コロナウイルスの影響で甚大な影響を受けており、今後もさまざまな制約のなかでの活動が予想され、不透明な経済情勢が続くと思われます。

一方、農業を取り巻く環境は、少子化による人口減少や農業者の高齢化・後継者不足など担い手不足を要因とする遊休・不耕作農地の増加など農業にとって厳しい状況が続いています。また、近年のTPP11や日欧EPA、日米貿易協定の締結による農業への影響に注視が必要な状況にあります。

JAをめぐる情勢では、令和元年5月に「農協改革集中推進期間」が終了し、JAの自己改革に対して一定の評価を得ることができたものの、令和2年7月閣議決定の「規制改革実施計画」ではこれまでの自己改革の進捗を踏まえ、農協改革の着実な実践に向けて引き続き自己改革の取り組みを促すとしています。

そのような状況のなか、JA堺市では本年が最終年度となる『第13次中期経営計画』の基本方針「地域から信頼され必要とされるJAをめざして」を柱に不断の自己改革に取り組み、組合員・地域住民から信頼され必要とされる事業運営につとめてまいります。また、『第8次地域農業振興計画』を着実に実践し、営農センターを地域農業振興の拠点として、組合員と共に都市農業の振興を深め豊かな地域社会の創造に取り組みます。そして、事業や活動を通じて地域社会の課題解決に取り組み、SDGs（持続可能な社会をつくるための17の目標）の達成に貢献してまいります。

また、ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」を地産地消の拠点として、安全・安心で新鮮な地場産農産物を提供するとともに、「食」と「農」を基軸とした地域貢献活動や产学連携による食農教育活動を通じて組合員・地域のみなさまとの絆を深めてまいります。

本誌『ディスクロージャー2021』は、当JAの取り組みや経営内容を正しくご理解いただき、当JAへの信頼度が一層深まることを願って作成しました。JAの特徴といえます信用・共済・購買など総合事業の活動案内に加え、経営資料として近年の業績やリスク管理の状況等を説明しています。是非ご一読いただき、みなさまと当JAとのつながりが、より強固なものとなることを願っています。

今後とも、みなさまには一層のご支援、ご協力をいただけますよう、心からお願ひ申し上げます。

令和3年7月

### 1. 経営理念

- JA 堺市は、農業振興を通じて、「食」・「農」・「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- JA 堺市は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- JA 堺市は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

### 2. 経営方針

#### ● 基本方針 ●

##### 『地域から信頼され必要とされるJAをめざして』

地産地消による都市農業の優位性を活かし、地域貢献を通じJAの総合性を一層発揮することで、地域から信頼され必要とされるJAを目指します。

#### ● 基本目標 ●

##### 1. 持続可能な都市農業の展開

嘗農指導体制の充実・強化のもと、農産物直売所の発展により、新鮮で安全・安心な農産物を持続的・安定的に供給できる地域農業を支えます。

また、担い手の確保・不耕作農地対策および農業の持つ多面的機能を十分に發揮し地域と共生した持続可能な都市農業を実現します。

##### 2. 経営基盤の確立による健全・堅実なJA経営

激変する環境変化に適応し、事業を効果的・効率的な運営と、地域から信頼されるため、収支を確保するとともに内部管理体制を確立し、将来を見据えた確固たる経営基盤を確保します。

##### 3. 組合員・地域との関係強化による組織基盤の確立

協同の理念を共有した組織となるため、組合員の実態・ニーズを把握し、組合員とのさらなる密接なつながりを構築するとともに、総合事業のメリットを実感できるようJA活動の充実と一層の組合参加を実現します。

##### 4. 協同の理念を実践する人材の育成

役職員一人一人が地域・農業・協同の理念を十分に理解したうえで自ら問題意識をもって課題解決にあたるとともに、経営戦略に基づく人材育成基本方針によって、JAの組織・事業・経営を支えていく人材を育成します。

##### 5. 協同組合と都市農業の情報発信

地域と共生した都市農業の魅力・意義、協同組合が果たす社会的役割等について、わかりやすく情報を発信し、組合員に十分な理解を醸成するとともに、全役職員で組合員との対話を進めていきます。

### 3. 経営管理体制

#### ◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が、JAの業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

J Aの業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、生産者組織や女性会などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、経営管理の強化をはかっています。

なお、当JAでは、令和2年6月21日開催の第51回通常総代会で選任された理事は、平成27年農協法改正により適用することとされた、農協法施行規則第76条の2第1項第1号の理事構成要件を満たしています。

## 4. 農業振興活動

営農センターおよびハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」を拠点として、消費者との連携による都市農業の振興と地域社会づくりを基本方針とし、地域農業の持続的発展と消費者の求める新鮮で安全・安心な農産物の提供をはかるため、今後も令和2年度に策定した『第8次地域農業振興計画』を実践していきます。

### ■第8次地域農業振興計画（実践年度 令和2年度～令和6年度）

#### ● 基本方針 ●

『組合員と共に都市農業の振興を深め豊かな地域社会を創造する』

#### ● 基本目標 ●

- I. 次代の担い手の確保と遊休・不耕作農地低減による地域農業の活性化
- II. 安全・安心な地場産農産物の増産と販路拡大による農家所得の向上
- III. 営農指導と一体化した指導購買強化による購買・販売事業の実施
- IV. 協同活動などの実践による農と市民の交流・共生
- V. 組合員ニーズや環境変化を見据えた営農センター機能の向上
- VI. 心を豊かにする生活文化活動の充実

#### 主な取り組み

- ◇営農センターにTAC（営農経済専門担当者）5名を配置して安全・安心な農産物の生産指導を実施
- ◇大阪エコ農産物認証制度に基づく堺ブランド農産物の生産推進と販路拡大
- ◇「定年帰農者等登録制度」や「新規就農応援資金」の制定など農業の担い手確保・育成支援
- ◇ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」を堺市の指定管理者として運営
- ◇学校給食およびハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」に出荷する全農産物の生産履歴記帳制度を実施
- ◇観光農業振興会を通じたJA市民農園や体験農園による農業交流活動
- ◇学校給食への地場産米・タマネギ・ダイコン・ニンジン・キャベツの提供
- ◇生活・くらしの相談窓口となる「ふれあい相談員」による相談業務
- ◇組合員が自動的に朝市を開催する際、支所敷地内の利用やテント・机などの支援
- ◇特定生産緑地指定希望申出ガイダンスの開催

## 5. 地域貢献情報等

### (1) 全般に関する事項

当JAは、堺市（美原区の一部を除く）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（互いに助け合い、互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化等に資する地域金融機関です。

また、当JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域に根ざした協同組合としての社会的責任や公共的使命のもと、健康で豊かな地域社会の実現に向けて、地域住民のくらしや文化活動に貢献する取り組みを行っています。

### (2) 地域からの資金調達の状況

当JAの令和3年3月末の貯金残高は、446,201百万円で、組合員・利用者のみなさまの計画的な資産づくりをお手伝いするため、目的や期間に応じた各種貯金の取り扱いをしています（商品一覧は22ページをご覧ください）。

## 事業活動の案内

### (3) 地域への資金供給の状況

当JAの令和3年3月末の貸出金残高は、34,566百万円で、その大半が組合員のみなさまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としています。当JAでは資金を必要とする組合員のみなさまや、地方公共団体などにご利用いただいています（商品一覧は23ページをご覧ください）。

なお、融資残高の内訳および制度融資の概要は以下のとおりです。

#### 【融資残高の内訳】

(単位：千円)

貸出先別	貸出残高
組合員	31,997,848
員外	地方公共団体
	地方公社等
	金融機関
	その他員外
計	2,479,160
89,856	
合計	2,569,016
	34,566,864

(注) 地方公社等とは、農業協同組合法第10条第20項第1号および第2号の規定によるいわゆる過半出資非営利法人、産業基盤整備関連法人および生活環境整備関連法人をいいます。

#### 【制度融資の概要】

(令和3年3月31日現在)

制度資金名	内容	件数
大阪府特定賃貸住宅建築資金	一定水準以上の優良賃貸住宅の供給促進を目的とする(現在は堺市が同制度に対応)。	1

(注) 上記の制度資金は基準日現在で当JAにおいて貸出残高のあるものを記載しています。

### (4) 文化的・社会的貢献に関する事項

<主なもの>

- 食農教育資材を管内認定こども園等（184園）に寄贈
  - JA堺市オリジナル『ベジ・フルイングリッシュボード』
- 食農教育資材を管内全小学校（99校）に寄贈
  - JA堺市オリジナル農業啓発小冊子『わたしたちの農業』（小学3年生を対象）
  - JAパンク食農教育応援事業製作の教材本『農業とわたしたちの暮らし』（小学5年生を対象）
- 管内全小学校（99校）にJAグループの食農教育子ども雑誌『ちゃぐりん』を毎月贈呈
- 大型扇風機を管内全小学校（99校）に寄贈
- 防災セットを管内子ども食堂に寄贈
- 「こども110番」への参加（全店舗・公用車・バイクへのステッカー貼付）
- 地域ごとの総合健康診断を毎年実施
- 税理士による無料税務相談会の実施
- 弁護士による無料法律相談会の実施
- 社会保険労務士による無料年金相談会の実施
- 各支所に資産管理研究会を設置するとともに同連絡協議会で情報誌『みのり』を定期発行
- 組合員に広報誌『C R O P（くらっぷ）』を毎月郵送し、農業関連や生活関連情報を提供
- 「JA堺市ホームページ」による食農教育コーナーの開設や各種情報の受発信
- エコ定期積金（エコパートナー）の取り扱いに基づき堺市はなみどり基金へ寄付
- 大規模災害が発生した場合、自主的に地域の消防活動を行う「消防協力事業所」への登録
- 「堺市美化まちプログラム」への登録
- JA堺市女子大学の開講

## 6. 地域密着型金融への取り組み

### (1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

J A 堺市は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、お客さまからのお借入れ条件の変更等のご相談やお申し込みには柔軟に対応し、また、お客さまからの経営相談には積極的かつきめ細かく対応して、お客さまの経営改善への取り組みをご支援できるようつとめてきました。

「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末に期限を迎えたが、引き続きこれまでと同様に真摯かつ丁寧に対応していきます。

### (2) 農業者の経営支援に関する体制整備

営農センターならびに本支所において、J A バンク農業金融プランナーが配属されており組合員が農業融資を含めた農業経営全般に対する相談ができる体制となっています。

### (3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

認定農業者・担い手農業者および大阪工コ農産物認証者等正組合員が農業に必要な資金を、中長期かつ低利で融資し、農業の振興に資することを目的とする農業振興資金や、地元関係機関（市等）の支援が得られる新規就農者を対象に、就農施設等資金などの制度資金の補完を行うことで、J A バンクとして新規就農者の就農定着を支援することを目的とする新規就農応援資金等を取り扱っています。

### (4) ライフサイクルに応じた担い手支援

行政と連携し、準農家制度として農産物の販売意欲や一定水準の農業技術がある方を「準農家候補者」として登録し、これまで農業者しか借りることができなかつた小規模な農地を紹介しています。また、栽培技術や出荷方法、地域慣行ルール等に関することについて、助言等の支援を地域の農家と連携して行っています。

### (5) 農山漁村等地域の情報蓄積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

堺市が策定した農業施策の基本的方向性を示す「堺市農業振興ビジョン」と連動し5年を周期に地域農業振興計画を策定し都市農業に即した施策を提示し農業振興に取り組んでいます。また、行政ならびに関連機関と連携した堺市農業者育成支援会議を通じた担い手への支援事業（直売所向け新品目試験栽培、認定農業者研修会等）や補助事業による担い手農家、新規就農者支援を行っています。

## 7. 事業の概況

### 経営環境

農業を取り巻く環境は、少子化による人口減少や農業者の高齢化・後継者不足など担い手不足を要因とする遊休・不耕作農地の増加など農業にとって厳しい状況が続いている。そのようななか、本年が最終年度となる『第13次中期経営計画』の基本方針「地域から信頼され必要とされるJ Aをめざして」を柱に不断の自己改革に取り組むとともに、『第8次地域農業振興計画』を着実に実践し、営農センターを地域農業振興の拠点として、組合員と共に都市農業の振興を深め豊かな地域社会の創造に取り組みます。また、事業や活動を通じて地域社会の課題解決に取り組み、SDGsの達成に貢献してまいります。

また、ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」を地産地消の拠点として、安全・安心で新鮮な地場産農産物を提供するとともに、「食」と「農」を基軸とした地域貢献活動や産学連携による食農教育活動を通じて組合員・地域のみなさまとの絆を深めてまいります。

### 指導事業

#### 【営農指導】

営農指導では、TACによる「プラスワン（より多くの組合員と対話する）活動」の実施により組合員農家の現状把握につとめ、それぞれの要望に応じた営農相談・指導を実践しました。

また、集出荷場の活用により作業の効率化をはかり、学校給食用食材をはじめとした地場産農産物を持続的・安定的に供給するとともに、生産・販売の拡大につとめました。

## 事業活動の案内

### 〔農政活動〕

農政活動では、経営所得安定対策事業に対応するとともに、コロナ禍を克服するため経営継続補助金の申請受付をはじめ、地域農業の課題や環境の変化に対するさまざまな施策に行政・関係機関と連携し取り組みました。

また、地域農業の振興と遊休・不耕作農地の解消につとめるとともに、農作業受託協議会と連携し請負事業（田植12.52ha 稲刈18.93ha 耕耘8.14haなど）の強化をはかりました。

恒例の堺市農業祭が中止となったため、堺市地産地消推進協議会主催のハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」をはじめ、市内の農家等が運営する直売所で使用できるクーポン券を抽選でプレゼントする堺の農業PRイベント「Umy堺.com（うまいさかいどっこむ）」に協賛しました。

### 〔相談活動〕

相談活動では、購買店舗を総合相談サービスおよびコミュニケーションの場として有効活用し、組合員・利用者の満足度向上をはかりました。

食農教育活動では、堺の農業や地産地消の大切さを伝えることを目的としてTACが管内小学校でアグリスクールを実施するとともに、農の大切さと地産地消を推進し地場産農産物のPRに取り組みました。

女性会活動では、各活動が自粛・中止となるなか、本部役員会を通じて組織のつながり強化をはかるとともに、次世代のリーダー育成を目的として、JA堺市女子大学の卒業生等が加入するJA堺市女性会フレッシュミズを立ち上げました。

### 購買・販売事業

TACによる専門営農サービスの提供と指導購買の強化に取り組むとともに、組合員ニーズに対応した新商品の取り扱いを含めた品目の集約や特選品の設定により供給拡大につとめました。

ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」では、地産地消と6次産業化として、堺産のタマネギ・トマトを使用したオリジナルノンオイルドレッシング2種類を発売しました。また、幅広い世代への情報発信としてJAグループアプリ「JA旬みっけ！」とインスタグラムを積極的に活用し、地場産農産物をPRしました。

また、新型コロナウイルス感染防止策として購買店舗や農産物直売所「またきて菜」等でビニールカーテンを設置するなど感染拡大の抑止につとめました。

#### 【事業実績】

購買品供給高	500,007千円
販売品取扱高	393,749千円

### 信用事業

信用事業では、日銀のマイナス金利政策による利鞘縮小傾向が続くなか、低利資金調達を意識した年金受給・給与振込口座の獲得強化により、調達利回りの低減と当座性貯金比率の向上につとめ、安定した収益基盤の構築に取り組みました。

また、ふれあい相談員が中心となり財産診断や遺言信託業務、特定生産緑地指定希望申出ガイダンスの開催など相談活動の拡充をはかりました。

貸出金では、住宅ローンを基軸に本・支所間が連携した体制のもと新築案件獲得等により、残高の伸長をはかり収益基盤の確保に取り組みました。

#### 【事業実績】

貯金残高	446,201,118千円
貸出金残高	34,566,864千円

### 共済事業

共済事業では、地域密着に向けた事業基盤を構築するため、組合員・利用者の信頼性と満足度の向上をはかり、「長く・広く・深くお役立ちするJA・JA共済の実現」を目指し、「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供に取り組むとともに、生命共済を中心に、三大疾病をはじめとした生活習慣病を保障する「特定重度疾病共済」の新設など、ライフステージに応じた提案型推進を実践し、新規利用者・次世代層との新たな絆づくりにつとめました。

また、ペーパーレスならびにキャッシュレス手続きの拡大による事務負担軽減に取り組むとともに、利用者保護を第一義とし、コンプライアンスを順守した事業展開につとめました。

#### 【事業実績】

##### 長期共済

保有高	676,369,656千円
新契約純増額	67,952,948千円
うち介護共済	1,036,803千円
うち年金共済	781,445千円
火災共済	新契約件数 877件
自動車共済	新契約件数 6,318件
傷害共済	新契約件数 1,388件
賠償責任共済	新契約件数 685件
自賠責共済	新契約件数 2,087件

## 管理関係

當農担当常務理事の専任体制により、當農・経済事業における経営管理体制を再構築し、経済事業の収益力向上に取り組みました。さらに女性理事の増員および青年層理事の事業運営への参画により、経営管理体制の強化をはかりました。また、准組合員モニター制度を展開し、准組合員を「農業や地域経済の発展を共に支えるパートナー」に位置付け、准組合員の声をJA運営に活かすための対話運動を行うことにより、組織基盤の拡充に取り組みました。

広報活動では食農教育活動や行政等と連携した地域貢献活動を通じ、組合員・地域住民との「絆」を深めるとともに、幅広い世代へ地産地消を原点とした「農」への理解を促すPR活動を展開しました。

また、関係機関と連携し新型コロナウイルス感染拡大の最大限の抑止につとめました。

## 損益の状況

前年に比べ、経常利益・税引前当期利益・当期剰余金は増加しました。要因は販売品販売高等の販売事業収益の増加と、人件費等の事業管理費の減少などです。

【実績】	
経常利益	848,911千円
税引前当期利益	848,911千円
当期剰余金	637,389千円

## 当該事業年度における重要事項

1. 資金調達  
とくに記載すべき重要な事項はありません。
2. 設備等への投資  
当年度中に完成した主要設備
  - 登美丘支所事務所の建て替え

## 対処すべき重要な課題

1. 持続可能な都市農業の展開
  - 都市農業の持続可能性の確保
  - 販売網の充実とブランド力強化
  - 都市農業政策への対応
2. 経営基盤の確立による健全・堅実なJA経営
  - 効果的・効率的な事業運営と財務の健全性確保
  - 総合事業の前提となる内部管理体制の確立
3. 組合員・地域との関係強化による組織基盤の確立
  - 組合員との関係性の再構築
  - J A地域活動の充実・活性化
  - J A自己改革の実践を支える業務執行体制の強化
4. 協同の理念を実践する人材の育成
  - 協同の理念の共有化
  - 専門研修の実施と対応した人事制度の導入
  - 自律創造型職員・中核職員の育成
5. 協同組合と都市農業の情報発信
  - 都市農業の魅力発信
  - 協同組合の理解促進に向けた情報発信

## その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 8. JA自己改革実践状況報告

### 1. 自己改革について

第13次中期経営計画の基本方針『地域から信頼され必要とされるJAをめざして』を柱に、多様化するニーズを的確に把握し、組合員・地域住民から信頼され必要とされる事業運営につとめ、自己改革に取り組みます。

項目は、第13次中期経営計画（令和元年度～令和3年度）の基本目標に分けて記載しています。

### 2. 実践状況報告

#### 1. 持続可能な都市農業の展開

##### 【活動方針】

営農指導体制の充実・強化のもと、農産物直売所の発展により、新鮮で安全・安心な農産物を持続的・安定的に供給できる地域農業を支えます。また、担い手の確保・不耕作農地対策および農業の持つ多面的機能を十分に發揮し地域と共生した持続可能な都市農業を実現します。

取り組み事項	自己改革の実践状況
集出荷場の建て替えによる地場産農産物の安定的供給	集出荷場の建て替えにより、大阪エコ農産物や学校給食用食材における地場産農産物を持続的・安定的に供給するとともに、作業効率の向上をはかりました。
購買店舗の有効活用	購買店舗を総合相談サービスおよびコミュニケーションの場として有効活用し、組合員の満足度向上をはかりました。
親子で農業体験学習の開催	営農センターは場を活用し、親子で植え付けから収穫までを行う農業体験学習に取り組みました（令和2年度は中止）。
堺市農業塾の開講	新規就農者と定年帰農者の方を対象に堺市農業者育成支援会議と合同で「堺市農業塾」を開講しました。塾生：令和元年度25名 令和2年度は中止
購買品特別供給日の実施	秋肥・春肥・水稻の特別供給日を設定し、早期一括仕入れにより取扱品目の集約をはかり購買品の廉価供給につとめました。
麦検査機関の登録（府下初）	大阪府下で唯一の麦検査機関として登録。農産物検査法に基づく二条大麦の検査を実施しました。
各種講習会の開催と農産物直売所出荷者登録の促進	農業後継者・新規就農者・定年帰農者など多様な担い手への支援として、各種講習会の開催や農産物直売所出荷者登録を促進しました。 新規出荷者登録：令和元年度30名 令和2年度26名
農産物直売所の移動販売	五箇荘支所敷地内・本所館内で、地場産農産物のPRを目的に農産物直売所の移動販売を実施しています。現在、毎月第3金曜日10時から五箇荘支所、13時から本所で開催しています。
6次産業化商品の発売	地産地消と6次産業化として、堺産のタマネギとトマトを使用したオリジナルレッシング2種類を発売しました。
朝市開催等地域販売支援	組合員が自主的に朝市を開催する場合、支所敷地の利用およびテント・机の貸出などを支援します。現在、百舌鳥・久世・登美丘支所において毎月定期的に開催しています。
水稻苗の無料提供とアグリスクールの実施	教育委員会を通じて希望する小学校・中学校へ水稻苗の無料提供とTACが小学校へ向いて農の大切さについての授業（アグリスクール）を実施しています。

#### 2. 経営基盤の確立による健全・堅実なJA経営

##### 【活動方針】

激変する環境変化に適応し、事業の効果的・効率的な運営と、地域から信頼されるため、収支を確保するとともに内部管理体制を確立し、将来を見据えた確固たる経営基盤を確保します。

取り組み事項	自己改革の実践状況
経営管理体制の構築	営農担当常務理事の専任体制により経営管理体制を構築し、農家所得の向上を目的とした事業運営の高度化に取り組みました。また、女性理事の増員および青年層理事の事業運営への参画により経営管理体制の強化をはかりました。
准組合員モニター制度の展開	准組合員モニター制度の展開によりJAへの理解を促進するとともに、対話運動をすすめ准組合員の声を反映した運営体制の構築につとめました。
リスク管理の充実・強化	けん制機能を確立するために推進部門と審査部門を分離し、適正な自己査定によるリスク管理の充実・強化をはかりました。

### 3. 組合員・地域との関係強化による組織基盤の確立

**【活動方針】**

協同の理念を共有した組織となるため、組合員の実態・ニーズを把握し、組合員とのさらなる密接なつながりを構築するとともに、総合事業のメリットを実感できるようJA活動の充実と一層の組合員参加を実現します。

取り組み事項	自己改革の実践状況
子育て支援サービスの実施	新たな「JAファン」づくりを目的に、次世代層を対象とした子育て支援サービス「JA堺市JA共済アンパンマンこどもくらぶ」を実施しました（令和2年度は中止）。
J A 堺市女子大学の開講	管内の女性が生活の充実を目指し、新たな仲間づくりと地域づくりを構築するとともに、次世代のリーダー育成を目的に全8回の講座を開講しました。また、令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じ実施しました。 学生：令和元年度20名 令和2年度18名
支所協同活動の展開	支所協力委員や女性会会員の方々の協力を得て、全支所で支所協同活動を開催しました。組合員と役職員が一体となり地域貢献活動ならびに食農教育に取り組みました（令和2年度は中止）。
コメルくん出張授業の展開	行政と連携のうえ管内の幼稚園・保育園（所）等からの応募により、「コメルくん体操」や「食農クイズ」など、園児たちと“食”と“農”について勉強しました。 開催園：令和元年度12園 令和2年度は中止
食農教育教材の寄贈	管内小学校3年生の全児童に食農教育教材本「わたしたちの農業」、5年生の全児童に「農業とわたしたちのくらし」、市内の各小学校に「ちゃぐりん」（毎月1冊）、管内こども園等に食農教育資材「ベジ・フルイングリッシュボード」を寄贈しました。
交通安全備品の寄贈	全共連大阪府本部の協力のもと堺市を通じて市内各自治会や各小学校などへ、横断旗2100本、交通指導員活動用帽子300個、同ベスト1200着、交通安全教室用信号機2機、同ヘルメット（子ども用）60個を寄贈しました。
大型扇風機の寄贈	全共連大阪府本部の協力のもと教育委員会等を通じて管内小学校へ、体育館での授業およびクラブ活動ならびに災害における避難時の暑さ対策や感染症対策等で使用する大型扇風機（198台）を寄贈しました。
堺産ヒノヒカリの寄贈	全共連大阪府本部の協力のもと堺市社会福祉協議会等を通じて管内子ども食堂へ堺産ヒノヒカリ10kg（55袋）を寄贈しました。
防災セットの寄贈	全共連大阪府本部の協力のもと堺市社会福祉協議会等を通じて管内子ども食堂へ防災セット（60袋）を寄贈しました。
堺市はなみどり基金へ寄付	エコ定期積金において年間掛け残高の0.01%相当額を毎年堺市はなみどり基金へ寄付しています。寄付金額：令和元年度248,227円 令和2年度230,645円
産学連携の取り組み	堺市と連携し、帝塚山学院大学（堺市南区）で「大阪エコ農産物」の普及を目的にレシピコンテストを開催しました。その出品作品をまとめた「地産地消 レシピ集 白ごはんに合うおかげ」を作成し寄贈しました。また、農産物直売所移動販売で農芸高等学校の学生らの職業体験を実施しました。
スイーツをメインとした親子料理教室の開催	親子で料理を楽しみながら地場産農産物への関心を深め、食べることの楽しさや農業の大切さを次代へ伝えていくことを目的に、スイーツをメインとした親子料理教室を開催しました。参加者：令和元年度8組21名 令和2年度は中止

### 4. 協同の理念を実践する人材の育成

**【活動方針】**

役職員一人一人が地域・農業・協同の理念を十分に理解したうえで自ら問題意識をもって課題解決にあたるとともに、経営戦略に基づく人材育成基本方針によって、JAの組織・事業・経営を支えていく人材を育成します。

取り組み事項	自己改革の実践状況
ふれあい相談員による相談業務	ステージアップ戦略により若年層・次世代層との関係を構築するとともに、ふれあい相談員を対象とした研修会を開催し、知識向上や相談対応のスキルアップをはかり、相談員による相続・税務・農地関連の各種相談業務に取り組みました。

### 5. 協同組合と都市農業の情報発信

**【活動方針】**

地域と共生した都市農業の魅力・意義、協同組合が果たす社会的役割等について、わかりやすく情報を発信し、組合員に十分な理解を醸成するとともに、全役職員で組合員との対話を進めていきます。

取り組み事項	自己改革の実践状況
堺市の発展に向けて堺市長と対談	地域農業振興や地域社会の活性化を目的に、災害支援・高齢者支援・子育て支援に関する事業など、行政と連携した今後の取り組みについて対談しました。
外部媒体への積極的な情報提供	「日本農業新聞」をはじめ、積極的にメディアを活用し、地場産農産物のPRおよび地域貢献活動の取り組みを紹介しました。また、コミュニティ誌「みんな見て菜」の発行やホームページの活用により、幅広い世代に興味をもってもらえるよう取り組みました。
S N S 媒体の活用	公式インスタグラムを開設し、JAグループアプリ「JA旬みつけ！」とともに、農産物直売所「またきて菜」のイベントや旬の食材情報など、タイムリーな情報を幅広い世代へ発信しました。
顔はめパネルで地場産農産物をPR	幅広い世代への地場産農産物のPRを目的に、農産物直売所「またきて菜」で青空を背景に擬人化した農産物とJA堺市のイメージキャラクター「コメルくん」の顔はめパネルを設置しました。

# 9. リスク管理の状況

## ◇リスク管理の体制

### (リスク管理基本方針)

組合員・利用者のみなさまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組み等、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施等を通じてリスク管理体制の充実・強化につとめています。

#### ①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所と連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等、厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。

#### ②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスク等をいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析および当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM・リスク管理委員会で決定された方針等に基づき運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### ③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

#### ④事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

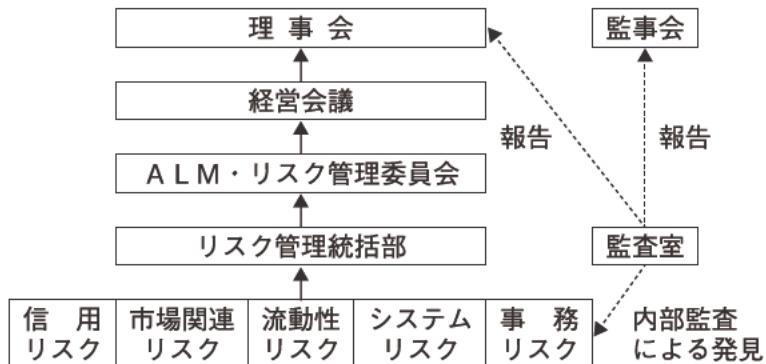
当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減につとめています。また万一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善をはかるとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

#### ⑤システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用につとめるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「オンラインシステム管理要領」と「危機管理マニュアル」を策定しています。

### リスク管理体制図



### ◇法令順守の体制

#### (コンプライアンス基本方針)

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判を鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を順守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等順守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上につながるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

#### (コンプライアンス運営体制)

コンプライアンス体制全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を議長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進を行っています。

基本姿勢および順守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

## 事業活動の案内

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進につとめるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者のみなさまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口として以下の「苦情受付窓口」を設置しています。

【信用事業】 業務部 (TEL: 072-278-3500) 【指導、購買・販売事業】 営農経済部 (TEL: 072-234-1900)

【共済事業】 業務部 (TEL: 072-278-3345) 【総務、人事関係】 総務部 (TEL: 072-278-3333)

あわせて、監事への情報提供窓口も設置しています（詳細は次項目をご参照ください）。

### (組合員からの監事への情報提供窓口の設置)

当JAの監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法第35条の5および農協法施行規則第81条に基づき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報（組合経営に関する事象に限る）の提供を求めていきます。

当JAの理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば封書にて下記宛に連絡くださいますようお願いします。

堺市農業協同組合 監事会

記

連絡先：住所 〒593-8301 堺市西区上野芝町2丁1番1号  
受付監事 常任監事 花野 健治 宛

※ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは受けたしかねますので、予めご了承ください。

### (利用者保護等への取り組み)

当JAでは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者となろうとする者を含む）のみなさまの正当な利益の保護と利便の確保のために、理事会において決議した「JAバンク利用者保護等管理方針」に基づき、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

#### <JAバンク利用者保護等管理方針（平成22年10月1日制定）>

- 当JAは、お客様に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む）および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 当JAは、お客様からの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む）し、お客様の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応いたします。
- 当JAは、お客様に関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、お客様情報の管理やお客様への対応が適切に行われるようつとめます。
- 当JAは、当JAとの取引にともない、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のある取引を適切に管理いたします。

※ 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受け入れ、商品の販売、仲介、募集等においてお客様と当JAとの間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

## 〔利益相反管理への取り組み〕

当JAは、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに当JAで定める利益相反管理方針に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行いたします。

当JAは、法令等にしたがい、当JAの利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

### ＜利益相反管理方針の概要（平成21年6月1日制定・平成27年2月27日最終改定）＞

#### 1. 対象取引の範囲

利益相反管理方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当JAの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

#### 2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1)お客様と当JAの間の利益が相反する類型

(2)当JAの「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型

#### 3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

(1)利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。

(2)各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。

(3)利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。

(4)各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。

(5)利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

#### 4. 利益相反の管理の方法

当JAは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします。

(1)対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法

(2)対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

(3)対象取引にともない、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当JAが負う守秘義務に違反しない場合に限ります）

(4)その他対象取引を適切に管理するための方法

#### 5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当JAで定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

#### 6. 利益相反管理体制

(1)当JAは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当JA全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当JAの役職員に対し、利益相反管理方針および利益相反管理方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底につとめます。

## 事業活動の案内

(2)利益相反管理統括者は、利益相反管理方針にそって、利益相反のある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

### 7. 利益相反管理体制の検証等

当JAは、利益相反管理方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、本所リスク管理統括部(Tel: 072-278-3321)までご連絡ください。

### 〔マネー・ローンダーリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針〕

当JAでは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「マネー・ローンダーリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定のうえ方針を定め、これを順守します（内容については、下記の「マネー・ローンダーリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」をご参照ください）。

#### ＜マネー・ローンダーリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針（平成31年2月28日制定）＞

当JAは、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダーリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を順守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

#### 1. (運営等)

当JAは、マネー・ローンダーリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を順守するため、当JAの特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダーリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底をはかります。

#### 2. (マネー・ローンダーリング等の防止)

当JAは、実効的なマネー・ローンダーリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

#### 3. (反社会的勢力等との決別)

当JAは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

#### 4. (組織的な対応)

当JAは、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

#### 5. (外部専門機関との連携)

当JAは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

## ◇金融円滑化への取り組み

当JAでは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

## ＜金融円滑化にかかる基本的方針（平成22年1月29日制定・平成25年4月1日最終改定）＞

1. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申し込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上につとめてまいります。
3. 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申し込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うようにつとめてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申し込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申し込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携をはかるよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携につとめます。
6. 当JAは、お客さまからの上述のような申し込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。  
具体的には、
  - (1)組合長以下、常勤役員、部室長を構成員とする「経営会議」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2)信用担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底につとめます。
  - (3)各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底につとめます。
7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## ◇金融ADR(裁判外紛争解決)制度への対応

### 1. 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応につとめ、苦情等の解決をはかります。

当JAの苦情等受付窓口（072-278-3633、受付時間：9時～17時、金融機関の休業日を除く）

### 2. 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### ・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター（03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（03-3595-8588）、

第二東京弁護士会仲裁センター（03-3581-2249）、京都弁護士会紛争解決センター（075-231-2378）、

公益社団法人民間総合調停センター（大阪府）、兵庫県弁護士会紛争解決センター（078-341-8227）

## 事業活動の案内

1. の窓口または一般社団法人 J A バンク相談所（03-6837-1359）にお申し出ください。なお、下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

(1)現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。

例えば、お客さまは、兵庫県弁護士会紛争解決センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

(2)移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会紛争解決センターで手続を進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的な内容は大阪府 J A バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

### ・共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所（03-5368-5757）	<a href="https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html">https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html</a>
一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構	<a href="http://www.jibai-adr.or.jp/">http://www.jibai-adr.or.jp/</a>
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	<a href="https://n-tacc.or.jp/">https://n-tacc.or.jp/</a>
公益財団法人 交通事故紛争処理センター	<a href="https://www.jcstad.or.jp/">https://www.jcstad.or.jp/</a>
日本弁護士連合会 弁護士保険 A D R	<a href="https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html">https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html</a>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、連絡先については、1. の窓口または J A 共済相談受付センター（0120-536-093）にお問い合わせください。

## ◇内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて業務運営の適切性の維持・改善につとめています。

また、内部監査は、当 J A の本所・支所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況を確認・指導しています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、ただちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、すみやかに適切な措置を講じています。

## ◇内部統制システム基本方針(平成31年2月28日制定)

法令順守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者のみなさまに安心して組合をご利用いただるために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用につとめます。

1. 理事および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 組合の基本理念および組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を順守する。

- ② 重大な法令違反、その他法令および組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、すみやかに是正する。
  - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、すみやかに必要な対策を講じる。
  - ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
  - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルpline）を適切に運用し、法令違反等の未然防止につとめる。
  - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 文書・情報の取り扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
  - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
  - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくりスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
  - ② 中期経営計画および同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
  - ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
  - ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
6. 組合における業務の適正を確保するための体制
- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
- ① 会計基準その他法令を順守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
  - ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成につとめる。
  - ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示につとめる。
  - ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

## 〔金融商品の勧誘方針〕

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を順守し、組合員・利用者のみなさまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者のみなさまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者のみなさまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容等、重要な事項を十分に理解していただくようつとめます。

## 事業活動の案内

3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者のみなさまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者のみなさまのご都合に合わせて行うようつとめます。
5. 組合員・利用者のみなさまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実につとめます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者のみなさまからのご質問やご照会については、適切な対応につとめます。

### 【個人情報保護の取り組み】

平成17年4月1日から、個人情報の保護に関する法律が施行されました。JA堺市では、組合員・お客さまからの信頼が第一と考え、次の『個人情報保護方針』『セキュリティ基本方針』を掲げ、個人情報の漏えい、内容の改ざんの防止等のための厳格な管理を実施します。なお、当JAにおける「個人情報の利用目的」は、本・支所店頭に掲示するとともに、ホームページで公開しています。

#### ＜個人情報保護方針（平成17年3月24日制定・平成29年9月25日最終改定）＞

当JAは、組合員・利用者等のみなさまの個人情報を正しく取り扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を順守することを誓約します。

##### 1. 関連法令等の順守

当JAは、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に順守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当JAは、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に順守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

##### 2. 利用目的

当JAは、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後すみやかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

##### 3. 適正取得

当JAは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

##### 4. 安全管理措置

当JAは、取り扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つようつとめ、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ從業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

## 5. 匿名加工情報の取り扱い

当JAは、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取り扱いに関する消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

## 6. 第三者提供の制限

当JAは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当JAは、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

## 7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当JAは、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

## 8. 開示・訂正等

当JAは、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

## 9. 苦情窓口

当JAは、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備につとめます。

## 10. 継続的改善

当JAは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善につとめます。

### ＜情報セキュリティ基本方針（平成17年3月24日制定・平成23年9月26日最終改定）＞

当JAは、組合員・利用者等のみなさまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善につとめることが当JAの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を順守することを誓約します。

- 当JAは、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に順守します。
- 当JAは、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないようつとめます。
- 当JAは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 当JAは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるようつとめます。
- 当JAは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善につとめます。

## 10. 主な事業の内容

# ご存じですかJA事業

## みなさまのくらしを支えるJA堺市

J A 堺市は、みなさまの日常生活に欠かせない信用事業（貯金・貸付・為替）をはじめ、共済事業（ひと・いえ・くるまの保障）、購買事業、指導事業（営農・生活）のほか、販売事業などを総合的に営んでいます。そして、一般の営利企業とは本質的に異なり、相互扶助をモットーに、組合員や地域のみなさまのくらしのために、努力を重ねています。

それでは、J A 堺市の各事業を簡単に紹介します。

### 1 信用事業

信用事業は、貯金、貸付（融資）、為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A、信連、農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、J Aバンクとして大きな力を発揮しています。

#### 1. 貯金業務

組合員はもちろん地域のみなさまからの貯金をお預かりしています。商品内容では、当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、決済用貯金などの当座性貯金をはじめ、定期積金や期日指定定期、スーパー定期、大口定期、変動金利定期、据置定期などの定期性貯金を、目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

#### 2. 貸付（融資）業務

組合員への貸付（融資）をはじめ、地域のみなさまのくらしや、農業者・事業者のみなさまの必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体、農業関連産業などへも融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

#### 3. 為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の各店舗や銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国の金融機関へ振込や手形・小切手などの取り立てが、安全・確実・迅速にできる内国為替を取り扱っています。

#### 4. 国債窓販・投信

利付国債（2・5・10年）や個人向け国債を窓口販売しています。また、本所では、証券投資信託の取り次ぎ業務を行っています。

#### 5. その他サービス

J A 堺市では、オンライン・ネットワークシステムを利用して、各種自動受取・支払や定時送金、事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービス、パソコンや携帯電話によるインターネット・バンキングなど、いろいろなサービスを行っています。

J Aのキャッシュカードは、偽造被害防止に効果のあるICキャッシュカードになっており、手のひら生体認証も付加できます。全国のJ A・銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫などのCD（現金自動支払機）・ATM（現金自動預払機）でご利用いただけるほか、買い物などの支払いが即時可能なデビットカードサービスも付加されています。

## 2 共済事業

共済事業は、相互扶助を基本理念に、終身・養老生命・こども・定期生命・医療・がん・特定重度疾病・生活障害・介護・年金共済など生命保険会社と同じような商品や、火災・自動車・自賠責共済など損害保険会社と同じような商品を取り扱っています。さらに、自然災害にも強い力を発揮する建物更生共済を取り扱っています。このように、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、地域のいちばん近くでみなさまの暮らしに安心をお届けし、一人一人の人生設計を一生涯サポートします。

## 3 購買事業

購買事業は、組合員をはじめ地域のみなさまの農業生産に必要な資材から家庭園芸用まで、肥料や農薬・農業資材などのほか、食糧米などの生活資材を取り扱っています。

### 1. 肥料・農薬・農業資材の販売

水稻や野菜、果樹などの肥料・農薬をはじめトラクターや田植機などの農業機械、噴霧器や小農具など農業に必要な資材を取り扱っています。また、家畜の飼料や水稻・園芸種子類も取り扱っています。

### 3. 生活資材の販売

J A 堺市女性会を中心に J A 宅配俱楽部などの食品の通販や石材、白蟻駆除工事、健康器具などの廉価供給につとめています。

### 2. 食糧米の販売

食糧米は、各種銘柄を取り扱っています。

## 4 販売事業

J A 堺市に出荷された食糧米は、地産地消ならびに食農教育の一環として、堺市内の小学校へ給食用に販売しています。また、ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」では、堺産米をはじめ地場産の野菜や果物・花など、新鮮で安全・安心な農産物を中心に提供しています。

## 5 指導事業

農家のみなさまに対する営農指導をはじめ、組合員・地域のみなさまを対象とした法律・税務相談のほか、資産運用相談など、いろいろな指導・相談業務を行っています。指導・相談業務は、担当職員のほか、専門家による相談も実施していますので、お気軽にご利用ください。

## 事業活動の案内

### 商品・サービスのご案内

#### ■信用事業【貯金商品一覧表】

種別	特色・留意点	預入期間	預入金額	付利単位
普通貯金	給与や年金などの自動受け取り、公共料金などの自動支払い機能を加えるとより便利に。キャッシュカードとあわせて、あなたのサイフ代わりに。	出し入れ自由	1円以上	100円
無利息型(決済用)	無利息型の普通貯金です。貯金保険制度によって全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	無利息
総合口座	個人のお客さまのみが対象で、一冊の通帳に普通貯金と担保に組み入れる定期貯金等がセットでき、「受け取る・支払う・蓄える・借りる(担保組み入れた貯金で自動ご融資)」の4つの機能が使えます。	出し入れ自由	1円以上	100円
普通貯金無利息型	総合口座にセットされた普通貯金を無利息型にしたものです。普通貯金は貯金保険制度によって全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	無利息
成年後見支援貯金	個人のお客さままで家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方のみご利用できます。「指示書」に基づく取り扱いとなります。	出し入れ自由	1円以上	100円
無利息型(決済用)	成年後見支援貯金を無利息型にしたものです。貯金保険制度によって全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	無利息
当座貯金	小切手や手形によるお支払いができる、事業には欠かせない商品です。貯金保険制度によって全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	無利息
貯蓄貯金	個人のお客さまのみが対象で、7段階に分かれる基準残高によって金利の変わる有利な商品です。	出し入れ自由	1円以上	1円
通知貯金	短期の資金運用に最適です。お引き出しの2日前までにご連絡が必要です。	7日以上	5万円以上	1円
納税準備貯金	払い戻しが租税納付目的のみの場合は、利息は非課税になります。	出し入れ自由	1円以上	100円
教育資金贈与専用口座	租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。原則として払い出しが教育資金に限定されます。	要件の該当日まで	1円以上 1,500万円以内	100円
定期貯金	期間・金額など幅広く有利にご利用いただけます。個人のお客さまの3・4・5・7・10年契約では6ヶ月複利計算で、さらに有利に運用できます(単利型もあります)。満期日の指定(1ヶ月超10年未満)もできます。希望月(1・2・3・6ヶ月)ごとに、利息を分割して受け取ることもできます。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上	1円
	まとまった資金を効率的に有利に運用できます。満期日の指定(1ヶ月超10年未満)もできます。	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円以上	1円
	個人のお客さまのみが対象で、1年が過ぎると、1ヶ月前の予告で、いつでも必要額のお引き出しができます。利息は、1年複利計算します。	1年以上 3年以内	1円以上 300万円以内	1円
変動金利定期貯金	6ヶ月ごとに自動的に金利を見直します。個人のお客さまの3年契約では6ヶ月複利計算で、さらに有利に運用できます(単利型もあります)。	1・2・3年	1円以上	1円
据置定期貯金	個人のお客さまのみが対象で、6ヶ月経過後はいつでも必要額のお引き出しができます。預入期間に応じて6段階の金利設定があり、6ヶ月複利計算します。	6ヶ月以上 5年以内	1円以上 1,000万円以内	1円
シルバー定期貯金	当JAで公的年金や恩給をお受け取りの方、もしくは65歳以上の在日外国人の方を対象に、年0.20%の金利を適用します(取扱期間があります)。	1年	1円以上 500万円以内	1円
積立レス型	積立期間を定めずに、毎月自由に定期貯金にお預けいただけます。	自由	1円以上	1円
満期型	満期日(預入期間)を指定して、定期貯金にお預けいただけます。	6ヶ月以上 10年以内	1円以上	1円
年金型	お客さまの資金を定期的に積み立て一定期間据え置いた後、指定した受取間隔、受取期間に応じて受け取れます。	積立期間1年以上	1円以上	1円
一括預入年金型	退職金等、まとまった資金を一括で預け入れ、一定期間据え置いた後、お客さまが指定する受取間隔、受取期間に応じて受け取れます。	据置期間2ヶ月以上20年以内	1円以上	1円
財形貯蓄	財形貯蓄(財産形成貯蓄貯金)は、勤労者を対象とした貯蓄です。給与からの自動振替で蓄えられます。			
一般財形	積立額、貯蓄目的とも自由です。	3年以上	1円以上	1円
財形住宅	住宅取得を目的にした貯蓄です。財形年金と合算で元金550万円までの利息に非課税の特典があります。	5年以上	1円以上	1円
財形年金	在職中に積み立て、60歳以降に年金方式でお受け取りになります。	5年以上	1円以上	1円
定期積金	一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと蓄える商品です。この定期積金には、以下の種類があります。			
定額式・目標式定期積金	掛金定額型と、初回で掛金を調整する目標額設定型があります。掛込周期は1・2・3・6ヶ月のいずれかとします。	月単位で6ヶ月以上5年以内	毎回1,000円以上	1円
隔月掛け金定期積金(なごみ)	当JAで公的年金や恩給をお受け取りの方を対象に、店頭表示利回りに隔月掛け金定期積金利回りを上乗せします。掛け金周期は2ヶ月です。	1・2・3・4・5年	毎回1,000円以上 1回当たりの年金受取額以内	1円
プレ年金定期積金(そなえ得)	満55歳以上65歳未満の方で、かつ公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)のお受け取りを予約された方を対象に、店頭表示利回りに年0.15%の利率を上乗せします。掛け金周期は1ヶ月です。	1・2・3・4・5年	毎回1,000円以上 1顧客上限額5万円	1円
エコ定期積金(エコパートナー)	当JAと連名でエコパートナー宣言をしていただいた方を対象に、店頭表示利回りにエコ定期積金利回りを上乗せします。掛け金周期は1ヶ月です。	1・2・3年	毎回1,000円以上 1顧客上限額5万円	1円
子育て支援定期積金(スマイル)	18歳以下のお子さまを養育する保護者の方を対象に、店頭表示利回りに年0.1%の利率を上乗せします。契約時に、18歳以下のお子さまが3人以上いる、または、児童手当もしくは給与のお受け取りを当JAに指定されている場合は年0.15%の利率を上乗せします。掛け金周期は1ヶ月です。	1・2・3年	毎回1,000円以上 1顧客上限額5万円	1円

## ■信用事業〔国債商品一覧表〕

種 別	特 色 ・ 留 意 点	預入期間	預入金額	付利単位
長 期 国 債	利率は固定金利で、銘柄により異なります。	2・5・10年	5万円単位	—
中 期 国 債				
個 人 向 け 国 債 (変動10)	6ヵ月ごとに利率が変わる変動金利で、個人のお客さまのみが対象となります。	10年	1万円単位	—
個 人 向 け 国 債 (固定3・固定5)	固定金利で、個人のお客さまのみが対象となります。	3・5年	1万円単位	—

## ■信用事業〔貸付（融資）商品一覧表〕

商 品 名	資 金 使 途 ・ 留 意 事 項	融資金額	融 資 期 間
要 新規就農応援資金	認定新規就農者等を対象に、農業経営に係る設備・運転資金を低利でご融資します。	1,000万円以内	12年以内 (就農時期により異なる)
項 農業振興資金	認定農業者・担い手農業者・エコ農産物認証者に特化した農業資金を中長期かつ低利でご融資します。	8億円以内	30年以内 (用途により異なる)
貸 不動産賃貸事業資金	マンションの建築など不動産の有効利用に必要な資金を低利でご融資します。	8億円以内	35年以内 (用途により異なる)
付 長期低利資金	農業経営生活刷新・農地取得・納税資金など、幅広くご利用いただけます。	1億円以内	25年以内 (用途により異なる)
各 住宅ローン	住宅の新築や購入（土地・中古住宅を含む）、他金融機関からの借換資金にご利用いただけます。	原則、 5,000万円以内	40年以内
種 リフォームローン	増改築や補修など住宅のグレードアップ資金に。エコ住宅や耐震工事を目的としたリフォームなら、さらに低利でご融資します。	1,000万円以内	15年以内
口 多目的ローン	買い物・レジャー・結婚など、お使いみちは自由です。	500万円以内	10年以内
マイカーローン	自動車の購入、車庫の建築資金など、お車に関する資金にご利用いただけます。エコカーの購入なら、さらに低利でご融資します。	1,000万円以内	10年以内
イ 農機ハウスローン	農業機械などを取得する資金（農機具購入・修理など、パイプハウスなど資材・建設費用、またこれらの借換資金など）にご利用いただけます。	1,800万円以内	10年以内
ン 教育ローン	学校への就学に必要な資金（入学金・授業料・下宿代など）にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内

（注）このほか、国や地方公共団体の制度資金など、各種資金を取り扱っています。担保・保証やその他ご融資条件、ご返済方法など、

くわしくは支所窓口でおたずねください。

なお、JAのご利用度に応じてご融資利率を軽減する制度（一部ローン対象）もあります。

## ■信用事業〔金融取り次ぎ商品一覧表〕

種 别	特 色 ・ 留 意 点
投 資 信 託	証券投資信託の略称で、一般投資家による証券投資を容易にすることを目的としてつくられています。複数の投資家から資金を集めて一つにまとめ、運用の専門家が金融・証券市場で株式や公社債等のいろいろな有価証券に分散投資し、その運用成果を分配金として投資家に還元する仕組みです。ただし、預貯金保険の対象ではありません。また、貯金と異なり、元本や利息の保証はありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクは、ご購入者が負うことになります。

## ■相談事業〔遺言信託商品一覧表〕

種 別	特 色 ・ 留 意 点
遺言信託管理コース (遺言信託代理業務)	農中信託銀行の遺言信託代理店として、農中信託銀行を遺言執行者に指定せず、公正証書遺言の作成相談から作成後の保管までを行う業務です。相続開始時には保管していた遺言公正証書を、指定された者へ引き渡すことで遺言信託管理コースとしての業務は終了します。なお、当JAが行う遺言信託代理業務は、契約締結の媒介です。
遺言信託執行コース (遺言信託代理業務)	農中信託銀行の遺言信託代理店として、農中信託銀行が遺言執行者に就職することを前提に遺言書の作成相談を行い、遺言書を農中信託銀行が保管して、相続開始後速やかに相続人等関係者に遺言書を開示するとともに、遺言執行者に就職し、遺言内容の実現をはかる業務です。なお、当JAが行う遺言信託代理業務は、契約締結の媒介です。
遺 产 整 理 業 务 (信 托 代 理 業 务)	農中信託銀行の信託代理店として、信託銀行に認められた「財産の整理又は清算に関する代理事務」として、遺産整理委任契約に定められた範囲で、相続手続きおよびそれに付帯する手続きを代行する業務です。①遺言執行者からの委任（遺言執行履行補助型）、②相続人全員からの委任（遺産分割協議型）を取り扱います。なお、当JAが行う遺産整理業務は、契約締結の媒介です。

## 事業活動の案内

## 商品・サービスのご案内

### ■共済事業【長期共済】

種類		特徴
生 命 總 合 共 済	終身共済	一生涯にわたって大きな保障が確保できます。万一のときにも手厚い「一時金」プラン、残された家族のくらしを支える「生活保障年金」プランがあります。
	養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。満期時には、まとまった「満期共済金」をお受取りいただけます。
	こども共済	お子さまの教育資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受取りいただけるプランもあります。
	定期生命共済	ライフプランに合わせて必要な保障期間が選べます。死亡・第1級後遺障害の状態・重度介護の状態を保証する共済です。
	医療共済	病気やケガによる入院、手術を幅広く保障します。がんの治療や先進医療を受けたときにも備えられるので安心です。ご希望にあわせて保障期間や共済掛金払込期間等を選ぶことができます。
	引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療共済です。引受条件が緩和されていますので、手軽に入れて保障も充実。日帰り入院から手術、放射線治療に持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
	がん共済	がんと闘うための安心を生涯にわたって手厚く保障し、あなたの「生きる」を応援します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。がんで先進医療を受けたときの技術料を保障するプランもあります。
	特定重度疾病共済	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。また、4つの疾病区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、最大で4回共済金をお受け取りいただけます。
	生活障害共済	公的な制度に連動した分かりやすい仕組みで、原因が病気かケガかを問わず、身体の障害状態を幅広く保障します。ニーズに合わせてプランを選べます。
	介護共済	長生きの時代を安心してくらしていく、生涯の介護保障です。介護の不安が増す高齢期にもしっかり対応。所定の要介護状態になったとき、「介護共済金」をお受取りいただけます。
	予定利率変動型年金共済	ゆとりのある老後のために増える楽しみがある年金額、積立て感覚で老後の生活資金が手軽に準備できます。
建物更生共済		火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。満期共済金は、建物の新・改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

### ■共済事業【短期共済】

種類		特徴
火災共済		建物・動産の火災などによる損害を保障します。
自動車共済		お車の保障のほかご自身やご家族、ご契約のお車に搭乗中の方の損害を幅広く保障します。また、大切なお車の事故による破損や、盗難、災害などによる損害を幅広く保障し、掛金割引制度も充実しています。
自賠責共済		法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。

### ■経済事業【主な購買品目】

分類		内容	分類		内容
生 産 資 材	飼料	家畜類（牛・鶏）の単味飼料、配合飼料	生活物資	食料品	食糧米・宅配食品ほか
	肥料	水稻・野菜・果樹・園芸用肥料や土壤改良材		耐久消費財	石材・仏壇仏具・表装・畳ほか
	農薬	水稻・野菜・果樹・園芸用農薬（殺虫・殺菌・除草剤ほか）		日用保健雑貨用品	紙製品ほか
	保温資材	農用ビニール・ポリ、POフィルムほか		その他	あんみつガラスほか
	包装資材	カミタイ・キュウリネットほか			
	農業機械	農業機械・農機具・農機部品ほか			
	石油類	エンジンオイル			
	建築資材	ハウス施設・白蟻駆除工事ほか			
	その他	水稻・園芸種子・園芸用品ほか			

### 〔主な販売品目〕

分類		内容
農業生産品		野菜・米・花き・果物・卵・肉ほか

### ■営農・生活・相談サービス

分類		内容・留意事項
営農指導・営農相談		農業技術や農業経営に関する指導・相談を営農センターで行っています。
税務相談		毎月3~4回、火曜日に、本所（第4週は営農センター）で顧問税理士による無料相談を行っています。
法律相談		毎月木曜日2回本所で、土曜日1回営農センターで、顧問弁護士による無料相談を行っています。
農産物市況	営農テレホンサービス	土曜日・日曜日・祝日を除く毎日の農産物市況（南部合同青果市場）と病害虫防除情報をお知らせしています（営農テレホンサービスTEL277-3591）。
	ホームページ	ホームページ上では日曜日・祝日を除いて、毎日の農産物市況（南部合同青果市場）と病害虫防除情報および病害虫注意報を掲載しています。

※税務・法律相談は予約制です。お問い合わせ・お申し込みは支所窓口へ。

## 信用事業取扱手数料一覧

### ■貯金業務に関するもの

(単位：円、消費税込)

手数料種類		単位	手数料	備考
当座貯金	一般口	小切手帳交付	1冊50枚	550
		約束手形交付	1冊25枚	550
	署名鑑料	新規登録	—	2,200
		変更	—	2,200
		廃止	—	無料
	専用約束手形口 (マル専)	口座開設	1口座	3,300
		手形用紙交付	10枚	330
	自己宛小切手発行		1枚	550
	残高証明書発行		1通	220
	取引明細表発行		1件	220
	利息支払証明書発行		1通	220
再発行	貯金通帳	1冊	550	紛失・汚損等、貯金者の管理責任に帰する場合
	貯金証書	1通	550	
	ICキャッシュカード	1枚	1,100	

### ■ATM(現金自動預払機)利用に関するもの

(単位：円、消費税込)

手数料種類		利用時間帯	手数料	備考
取引媒体	取引			
JAキャッシュカード	入出金	平日	8:00~21:00	無料
		土曜日		
		日曜日		
		祝日		
他行キャッシュカード	出金	平日	8:00~8:45	220
			8:45~18:00	110
			18:00~21:00	220
		土曜日	8:00~9:00	220
			9:00~14:00	110
			14:00~21:00	220
		日曜日	8:00~21:00	220
クレジットカード	自動キャッシング	平日	8:00~8:45	110
			8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	110
		土曜日	8:00~9:00	110
			9:00~14:00	無料
			14:00~21:00	110
		日曜日	8:00~21:00	110
		祝日		

(注) 1. 祝日とは「国民の祝日に関する法律」で定める全休日(祝日、振替休日)とします。ただし、1月2日と1月3日は祝日扱い、12月31日は曜日に応じた取り扱いとします。

2. 残高照会はいずれの場合も無料でご利用いただけます。

## 事業活動の案内

### ■内国為替取引に関するもの

(単位：円、消費税込)

手数料種類		単位	手数料	備考
送金	系統あて	1件	440	当組合店舗間を含む
	他行あて	1件	660	
振込	窓口利用	3万円未満 系統あて	1件 220	当組合店舗間を含む
		3万円以上 系統あて	1件 440	
	振込機(A.T.M.)利用	3万円未満 他行あて	1件 550	
		3万円以上 他行あて	1件 770	
代金取立	インターネットバンキング	3万円未満 系統あて	1件 110	当組合店舗間は無料
		3万円以上 系統あて	1件 330	
	集中取立	3万円未満 他行あて	1件 440	
		3万円以上 他行あて	1件 660	
	個別取立	3万円未満 系統あて	1件 110	当組合店舗間は無料
		3万円以上 系統あて	1件 220	
その他	府内	3万円未満 他行あて	1件 220	
		3万円以上 他行あて	1件 440	
	府外	1通	220	
	普通扱い	1通	660	
	至急扱い	1通	880	
	送金・振込の組戻料	1件	660	<ul style="list-style-type: none"> <li>手数料を超える経費を要する場合は、その実費を申し受けます。</li> <li>隔地間とは、大阪手形交換所区域外のものをいいます。</li> </ul>
	代金取立にかかる不渡手形返却料	1通	660	
	代金取立にかかる取立て手形組戻料	1通	660	
	取立て手形店頭呈示料(隔地間)	1通	660	

(注) 系統とは、農業(漁業)協同組合、信用農業(漁業)協同組合連合会、農林中央金庫をいい、他行とは系統以外の金融機関をいいます。

## 信用事業取扱手数料一覧

### ■貸付業務に関するもの

(単位：円、消費税込)

手数料種類	単位	手数料	備考
残高証明書発行	1通	220	
取引明細表発行	1件	220	
融資証明書発行	1通	220	
住宅取得年末残高証明書発行	1通	無料	
貸付金・利息払込証明書発行	1通	無料	
権利者の同意書発行	1部	1,100	印鑑証明書、資格証明書各1通を含む
ローンカード発行	1枚	1,100	
繰上償還	住宅ローン	5,500	
	リフォームローン	3,300	
条件変更	住宅ローン	5,500	返済を伴わないもの
	リフォームローン	3,300	

### ■その他

(単位：円、消費税込)

手数料種類	単位	手数料	備考
両替業務	(貯金からの払出等を含む) ※基準となる枚数： 両替希望金種(紙幣・硬貨)の合計枚数と 持参現金の合計枚数のいずれか多い値(新券への両替を含む)	1～500枚	550
	501～1,000枚	1,100	
	以降500枚ごとに	550加算	500枚未満の場合は500枚とみなす
口座管理 (保護預かり) 業務	国債等の口座管理	無料	
	投信窓版の保護預かり	無料	
	残高証明書発行	1通	220
株式払込 事務受託	一括払込	有償払込額 50百万円未満	2.750
		有償払込額 50百万円以上	2.200
		有償払込額 100百万円以上	1.650
		有償払込額 300百万円以上	1.320

$$\text{手数料} = \text{有償払込額} \times \frac{A}{1,000}$$

## J A バンク・セーフティネット

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

### ◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

### ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保をはかることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の制度です。

### <貯金等の保護の範囲>

○農水産業協同組合が破綻したときに貯金保険で保護される貯金等（「付保貯金」といいます）の額は、保険の対象となる貯金等のうち、決済用貯金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす貯金）に該当するものは全額、それ以外の貯金等（「一般貯金等」といいます）については1農水産業協同組合ごとに貯金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等です。

○保険の対象となる貯金等のうち決済用貯金以外の貯金等で元本1,000万円を超える部分および保険対象外の貯金等ならびにこれらの利息等については、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

貯金等の分類		保護の範囲	
貯金保険の対象貯金等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金（注1） (利息のつかない等の3 要件を満たす貯金)	全額保護 (恒久措置)
	定期貯金・貯蓄貯金・通知 貯金・定期積金・農林債券 (リツノーワイド等の保護 預り専用商品)等（注2）	一般貯金等 (決済用貯金以外の貯金)	元本の合計1,000万円までとその 利息等（注3）を保護 [1,000万円を超える部分は、破綻農水産業 協同組合の財産の状況に応じて支払われ れます(一部カットされることがあります)]
対象外貯 金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券（ワリナー、リツノ ーの保護預り専用商品以外の商品）等		保護対象外 [破綻農水産業協同組合の財産の状況に応 じて支払われます(一部カットされるこ とがあります)]

（注）1. 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

2. このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

3. 定期積金の給付補填金も利息と同様保護されます。

\*本内容については、貯金保険機構ホームページより引用しています。なお、詳細については、

貯金保険機構ホームページ (<http://www.sic.or.jp/>) をご参照ください。

令和2年度  
経営資料



## 1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和元年度 (令和2年3月31日現在)	令和2年度 (令和3年3月31日現在)	科 目	令和元年度 (令和2年3月31日現在)	令和2年度 (令和3年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>					
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>445,869,453</b>	<b>452,056,656</b>	<b>1. 信用事業負債</b>	<b>442,855,833</b>	<b>448,492,280</b>
(1) 現金	1,393,205	1,478,813	(1) 賞金	441,014,630	446,201,118
(2) 預金	404,991,903	406,117,986	(2) 借入金	1,000,000	1,600,000
系統預金	404,991,163	406,117,681	(3) その他の信用事業負債	800,024	655,730
系統外預金	739	304	未払費用	252,125	206,863
(3) 有価証券	4,383,140	7,599,700	その他の中債	547,898	448,866
国債	3,768,470	6,886,840	(4) 睡眠貯金払戻引当金	41,178	35,431
地方債	512,530	510,270	<b>2. 共済事業負債</b>	<b>755,852</b>	<b>1,028,710</b>
社債	102,140	202,590	(1) 共済資金	466,591	740,491
(4) 貸出金	32,792,861	34,566,864	(2) 未経過共済付加収入	285,177	283,952
(5) その他の信用事業資産	2,308,342	2,293,292	(3) 共済未払費用	3,939	4,122
未収収益	2,279,050	2,249,171	(4) その他の共済事業負債	144	144
その他の資産	29,292	44,121	<b>3. 経済事業負債</b>	<b>57,386</b>	<b>66,623</b>
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>8,696</b>	<b>23,811</b>	(1) 経済事業未払金	44,878	56,423
(1) 共済貸付金	1,800	1,550	(2) 経済受託債務	12,508	10,199
(2) その他の共済事業資産	6,896	22,261	<b>4. 雑負債</b>	<b>720,887</b>	<b>737,351</b>
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>90,777</b>	<b>97,523</b>	(1) 未払法人税等	151,052	158,087
(1) 経済事業未収金	33,628	47,309	(2) リース債務	13,589	—
(2) 棚卸資産	56,464	49,530	(3) 資産除去債務	36,649	37,012
購買品	39,000	37,751	(4) その他の雑負債	519,595	542,252
販売品	13,182	7,241	<b>5. 諸引当金</b>	<b>682,757</b>	<b>652,607</b>
その他の棚卸資産	4,281	4,536	(1) 賞与引当金	96,259	96,234
(3) その他の経済事業資産	683	683	(2) 退職給付引当金	287,188	288,304
<b>4. 雜資産</b>	<b>307,734</b>	<b>294,447</b>	(3) 役員退職慰労引当金	57,817	48,401
(1) 雜資産	307,734	294,447	(4) 特例業務負担引当金	241,492	219,668
<b>5. 固定資産</b>	<b>2,700,085</b>	<b>2,933,862</b>	<b>負債の部合計</b>	<b>445,072,716</b>	<b>450,977,574</b>
(1) 有形固定資産	2,695,644	2,929,447	<b>(純資産の部)</b>		
建物	3,319,782	3,629,976	<b>1. 組合員資本</b>	<b>19,431,533</b>	<b>20,029,372</b>
機械装置	101,718	102,838	(1) 出資金	1,190,342	1,194,013
土地	940,086	940,086	(2) 資本準備金	22,249	22,249
リース資産	62,915	62,915	(3) 利益剰余金	18,223,264	18,819,447
建設仮勘定	6,113	19,617	利益準備金	2,379,248	2,380,684
その他の有形固定資産	973,638	1,004,161	その他利益剰余金	15,844,016	16,438,763
減価償却累計額	△2,708,610	△2,830,148	信用事業基盤強化積立金	1,500,000	1,700,000
(2) 無形固定資産	4,440	4,414	施設整備積立金	480,000	480,000
<b>6. 外部出資</b>	<b>15,527,730</b>	<b>15,525,670</b>	本所建設積立金	500,000	600,000
(1) 外部出資	15,527,730	15,525,670	有価証券価格変動積立金	100,000	100,000
系統出資	14,984,470	14,984,470	貸出債権積立金	620,000	620,000
系統外出資	543,260	541,200	特別積立金	11,190,297	11,390,297
<b>7. 繙延税金資産</b>	<b>131,807</b>	<b>151,850</b>	当期未処分剰余金	1,453,718	1,548,465
			(うち当期剰余金)	(453,501)	(637,389)
			(4) 処分未済持分	△4,322	△6,338
			<b>2. 評価・換算差額等</b>	<b>132,034</b>	<b>76,875</b>
			(1) その他有価証券評価差額金	132,034	76,875
			<b>純資産の部合計</b>	<b>19,563,567</b>	<b>20,106,247</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>464,636,284</b>	<b>471,083,821</b>	<b>負債および純資産の部合計</b>	<b>464,636,284</b>	<b>471,083,821</b>

## 2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度 〔平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで〕	令和2年度 〔令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで〕	科 目	令和元年度 〔平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで〕	令和2年度 〔令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで〕
<b>1. 事 業 総 利 益</b>	<b>3,281,312</b>	<b>3,375,500</b>	<b>(9) 利 用 事 業 収 益</b>	<b>45,150</b>	<b>42,709</b>
事 業 収 益	4,914,228	4,776,680	水 稲 育 苗 代 金	22,729	21,848
事 業 費 用	1,632,915	1,401,180	請 負 代 金	22,421	20,860
(1) 信 用 事 業 収 益	3,006,832	2,974,887	(10) 利 用 事 業 費 用	34,389	31,937
資 金 運 用 収 益	2,872,888	2,856,388	水 稲 育 苗 費 用	14,813	13,194
(うち預金利息)	(2,281,174)	(2,250,080)	請 負 費 用	19,576	18,743
(うち有価証券利息)	(26,179)	(31,053)	<b>利 用 事 業 総 利 益</b>	<b>10,760</b>	<b>10,771</b>
(うち貸出金利息)	(340,178)	(336,917)	(11) 指 導 事 業 収 入	34,278	17,580
(うちその他受入利息)	(225,356)	(238,337)	指 導 補 助 金	22,299	6,125
役 務 取 引 等 収 益	56,782	56,633	実 費 収 入	11,739	11,214
その他の事業直接収益	—	12,536	受 入 事 務 委 託 料	240	240
そ の 他 経 常 収 益	77,160	49,328	(12) 指 導 事 業 支 出	132,113	91,896
(2) 信 用 事 業 費 用	714,714	605,976	營 農 改 善 費	40,432	20,173
資 金 調 達 費 用	504,075	412,075	生 活 改 善 費	27,792	17,267
(うち貯金利息)	(494,406)	(403,487)	教 育 情 報 費	63,888	54,454
(うち給付補填備金繰入)	(7,314)	(5,225)	<b>指 導 事 業 収 支 差 額</b>	<b>△97,835</b>	<b>△74,316</b>
(うち借入金利息)	(83)	(414)	<b>2. 事 業 管 理 費</b>	<b>2,949,173</b>	<b>2,782,075</b>
(うちその他支払利息)	(2,269)	(2,947)	(1) 人 件 費	1,905,860	1,871,957
役 務 取 引 等 費 用	21,110	19,767	(2) 業 務 費	546,512	409,728
そ の 他 経 常 費 用	189,528	174,134	(3) 諸 税 負 担 金	135,687	131,486
<b>信 用 事 業 総 利 益</b>	<b>2,292,117</b>	<b>2,368,911</b>	(4) 施 設 費	351,738	351,470
(3) 共 済 事 業 収 益	1,024,102	1,009,635	(5) そ の 他 事 業 管 理 費	9,374	17,432
共 済 付 加 収 入	962,753	942,210	<b>事 業 利 益</b>	<b>332,138</b>	<b>593,425</b>
共 済 貸 付 金 利 息	2	99	<b>3. 事 業 外 収 益</b>	<b>402,145</b>	<b>272,234</b>
そ の 他 の 収 益	61,346	67,325	(1) 受 取 出 資 配 当 金	251,309	255,199
(4) 共 済 事 業 費 用	44,864	42,457	(2) 貸 貸 料	30	16
共 済 借 入 金 利 息	0	—	(3) 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	104,057	—
共 済 推 進 費	41,678	39,646	(4) 雜 収 入	46,747	17,019
そ の 他 の 費 用	3,185	2,810	<b>4. 事 業 外 費 用</b>	<b>22,464</b>	<b>16,749</b>
<b>共 済 事 業 総 利 益</b>	<b>979,237</b>	<b>967,178</b>	(1) 支 払 雜 利 息	1,758	1,964
(5) 購 買 事 業 収 益	587,254	501,478	(2) 寄 付 金	5,616	5,981
購 買 品 供 給 高	584,850	500,007	(3) 減 價 償 却 費	171	171
そ の 他 の 収 益	2,403	1,470	(4) 外 部 出 資 等 償 却	—	2,059
(6) 購 買 事 業 費 用	548,625	466,773	(5) 雜 損 失	14,918	6,571
購 買 品 供 給 原 価	541,437	462,975	<b>經 常 利 益</b>	<b>711,819</b>	<b>848,911</b>
購 買 品 供 給 費	5,544	2,431	税 引 前 当 期 利 益	711,819	848,911
そ の 他 の 費 用	1,643	1,367	法 人 税・住 民 税 や び 事 業 税	202,369	210,198
<b>購 買 事 業 総 利 益</b>	<b>38,629</b>	<b>34,704</b>	法 人 税 等 調 整 額	55,949	1,323
(7) 販 売 事 業 収 益	216,610	230,389	法 人 税 等 合 計	258,318	211,521
販 売 品 販 売 高	173,013	182,362	当 期 剰 余 金	453,501	637,389
販 売 手 数 料	30,561	32,306	当 期 首 緑 越 剰 余 金	850,217	911,076
そ の 他 の 収 益	13,036	15,719	合 併 50 周 年 記念 事 業 積 立 金 取 崩 額	150,000	—
(8) 販 売 事 業 費 用	158,207	162,138	当 期 未 处 分 剰 余 金	1,453,718	1,548,465
販 売 品 販 売 原 価	148,750	153,589			
販 売 費	5,095	3,342			
そ の 他 の 費 用	4,361	5,205			
<b>販 売 事 業 総 利 益</b>	<b>58,402</b>	<b>68,251</b>			

## 3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度 〔平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで〕	令和2年度 〔令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで〕	科 目	令和元年度 〔平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで〕	令和2年度 〔令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで〕
<b>1. 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>			(経済事業活動による資産および負債の増減)		
税引前当期利益	711,819	848,911	受取手形および経済事業未収金の純増減	26,142	△13,681
減価償却費	150,191	137,262	棚卸資産の純増減	△1,871	6,934
資産除去債務関係損益	376	362	支払手形および経済事業未払金の純増減	△15,057	11,545
外部出資等償却	—	2,059	経済受託債務の純増減	1,508	△2,308
貸倒引当金の増減額	△104,057	—	(その他の資産および負債の純増減)		
睡眠貯金払戻引当金の増減額	△35,353	△5,746	その他の資産の純増減	△161,817	15,970
賞与引当金の増減額	4,413	△24	その他の負債の純増減	25,403	21,003
退職給付引当金の増減額	13,573	1,115	信用事業資金運用による収入	3,075,542	2,886,262
役員退職慰労引当金の増減額	8,412	△9,415	信用事業資金調達による支出	△548,026	△463,441
環境対策引当金の増減額	△2,240	—	共済貸付金利息による収入	80	99
特例業務負担引当金の増減額	△1,060	△21,824	共済借入金利息による支出	△32	—
信用事業資金運用収益	△2,872,649	△2,856,208	その他	83	—
信用事業資金調達費用	504,075	412,075	<b>小 計</b>	462,086	3,880,170
共済貸付金利息	△2	△99	雑利息および出資配当金の受取額	251,309	255,199
受取雑利息および受取出資配当金	△251,309	△255,199	雑利息の支払額	△1,955	△1,964
支払雑利息	1,758	1,964	法人税等の支払額	△233,077	△203,164
有価証券関係損益	△239	△180	<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	478,363	3,930,240
固定資産処分関係損益	421	1	<b>2. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
(信用事業活動による資産および負債の増減)			有価証券の取得による支出	—	△3,792,113
貸出金の純増減	△936,767	△1,774,002	有価証券の売却による収入	—	499,208
預金の純増減	△7,600,739	△999,565	固定資産の取得による支出	△337,464	△376,030
貯金の純増減	7,972,342	5,186,488	固定資産の処分等による支出	△109	4,990
信用事業借入金の純増減	500,000	600,000	資産除去債務の履行による支出	△1,494	—
その他の信用事業資産の純増減	22,791	△15,004	投資活動によるキャッシュ・フロー	△339,068	△3,663,945
その他の信用事業負債の純増減	254,783	△92,927	<b>3. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
(共済事業活動による資産および負債の増減)			リース債務の返済等による支出	△13,589	△13,589
共済貸付金の純増減	3,250	250	出資の増額による収入	11,753	14,344
共済借入金の純増減	△1,450	—	出資の払戻しによる支出	△10,394	△11,702
共済資金の純増減	△276,685	273,899	持分の取得による支出	△4,322	△6,338
未経過共済付加収入の純増減	△9,661	△1,225	持分の譲渡による収入	5,720	4,322
共済未払費用の純増減	△1,496	183	出資配当金の支払額	△41,110	△41,205
その他の共済事業資産の純増減	5,636	△15,364	財務活動によるキャッシュ・フロー	△51,943	△54,169
その他の共済事業負債の純増減	—	△0	<b>4. 現金および現金同等物の増減額</b>	87,351	212,125
			<b>5. 現金および現金同等物の期首残高</b>	1,897,017	1,984,369
			<b>6. 現金および現金同等物の期末残高</b>	1,984,369	2,196,494

## 4. 注記表

### 令和元年度

#### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

###### (1) その他有価証券

- ①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ②時価を把握することが極めて困難と認められるもの：移動平均法による原価法

##### 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・購買品・・・・・・・・ 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・販売品・・・・・・・・ 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### 3. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

###### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

###### (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しています。

##### 4. 引当金の計上基準

###### (1) 貸倒引当金

あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当規程により、次のとおり計上しています。

破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。なお、貸倒引当金は該当ありません。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

###### (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

###### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

###### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

###### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

###### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

###### (5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

###### (6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

##### 5. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

##### 6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

#### II. 表示方法の変更に関する注記

##### 1. 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益および費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

## 令和元年度

## III. 貸借対照表に関する注記

## 1. 資産に係る圧縮記帳額

(1) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は6,423千

円であり、その内訳は、次のとおりです。

器具備品 6,423千円

## 2. 担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対し定期預金15,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

## 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額

金銭債権 349,053千円

## 4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額およびその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額および延滞債権額は該当ありません。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は該当ありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

## 5. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、864,311千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をることができる旨の

条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

## IV. 損益計算書に関する注記

## 1. 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、77千円の棚卸評価損が含まれています。

## V. 金融商品に関する注記

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸し付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債・社債等の債券等の有価証券による運用を行っています。

## (2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、16.80%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。

## ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

## 令和元年度

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.13%上昇したものと想定した場合には、経済価値が13,527千円増加するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)			
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	404,991,903	405,012,761	20,858
有 価 証 券			
その他有価証券	4,383,140	4,383,140	—
貸 出 金	32,792,861		
貸 倒 引 当 金	—		
貸倒引当金控除後	32,792,861	33,365,005	572,143
資 産 計	442,167,904	442,760,907	593,002
貯 金	441,014,630	441,261,223	246,592
負 債 計	441,014,630	441,261,223	246,592

### (2) 金融商品の時価の算定方法

#### 【資産】

##### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

##### ②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

##### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

#### 【負債】

##### ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

### (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)	
	貸借対照表計上額
外 部 出 資	15,527,730

(注) 外部出資については、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

## 令和元年度

## (4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	404,991,163	—	—	—	—	—
有 価 証 券 <small>この他有価証券のうち 請求権があるもの</small>	—	—	200,000	400,000	300,000	3,300,000
貸出金(※1)	3,292,400	2,917,053	3,216,167	2,403,048	1,758,565	19,205,626
合 計	408,283,564	2,917,053	3,416,167	2,803,048	2,058,565	22,505,626

(※1) 貸出金のうち、当座貸越248,930千円については「1年内」に含めています。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	420,290,877	16,057,997	4,010,391	379,946	225,369	50,048
合 計	420,290,877	16,057,997	4,010,391	379,946	225,369	50,048

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年内」に含めています。

## VI. 有価証券に関する注記

## 1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	取得原価または 償却原価	貸借対照表 計 上 額	差 額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	3,600,281	3,768,470
	地方債	499,680	512,530
	社 債	100,000	102,140
	小 計	4,199,962	4,383,140
合 計	4,199,962	4,383,140	183,177

なお、上記差額から繰延税金負債51,143千円を差し引いた額132,034千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## VII. 退職給付に関する注記

## 1. 退職給付に係る注記

## (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全共連との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

## (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付債務	1,636,191
勤務費用	123,640
数理計算上の差異の発生額	10,560

## 退職給付の支払額

△25,756

## 期末における退職給付債務

1,744,635

## (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

## 期首における年金資産

1,368,248

## 期待運用収益

16,747

## 数理計算上の差異の発生額

△454

## 事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額

94,042

## 退職給付の支払額

△25,756

## 期末における年金資産

1,452,825

## (4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

## 退職給付債務

1,744,635

## 確定給付企業年金制度

△1,452,825

## 未積立退職給付債務

291,809

## 未認識数理計算上の差異

△4,620

## 貸借対照表計上額純額

287,188

## 退職給付引当金

287,188

## (5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

(単位：千円)

## 勤務費用

123,640

## 期待運用収益

△16,747

## 数理計算上の差異の費用処理額

△722

## 合計

106,169

## (6) 年金資産の主要な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

(単位：%)

## 一般勘定

100.00

## 合計

100.00

## (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

## (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

## 割引率

0.00%

## 長期期待運用収益率

1.22%

## 2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金20,665千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額20,665千円と相殺して表示しています。

なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、248,427千円となっています。

## 令和元年度

### VII. 税効果会計に関する注記

#### 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 (単位:千円)

(繰延税金資産)	
賞与引当金	26,875
賞与引当金に係る未払費用	4,406
退職給付引当金	80,182
繰延資産(建物寄付)	8,220
役員退職慰労引当金	16,142
特例業務負担引当金	67,424
資産除去債務	10,232
睡眠貯金払戻引当金	11,496
資産管理研究会助成金繰越残高	4,862
未払事業税	12,719
未払費用概算額	3,775
その他	3,723
繰延税金資産小計	250,063
評価性引当額	△63,966
繰延税金資産合計(A)	186,096
(繰延税金負債)	
資産除去費用の資産計上額	△675
外部出資	△2,469
その他有価証券評価益	△51,143
繰延税金負債合計(B)	△54,288
繰延税金資産の純額(A)+(B)	131,807

#### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.16%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.93%
法人税軽減税率	△0.05%
住民税均等割等	0.87%
投資促進税制の税額控除	△0.04%
評価性引当額の増減	4.49%
その他	0.87%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.29%

### IX. その他の注記

#### 1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

##### (1) リース資産の内容および減価償却の方法

ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

##### ・有形固定資産

主として、電子計算機です。

##### (2) リース資産の減価償却の方法

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

#### 2. 資産除去債務に関する注記

##### (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

###### ①当該資産除去債務の概要

当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に資産除去債務を計上しています。また、一部の事務所等について、賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。

###### ②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に17年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に1.967%）を採用しています。

##### ③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円)

当事業年度の期首残高	37,768
時の経過による調整額	376
資産除去債務の履行による減少額	△1,494
当事業年度の期末残高	36,649

##### (2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

### X. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

#### 1. 現金および現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、当座預金、普通預金および通知預金となっています。

#### 2. 現金および現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

平成31年3月31日	(単位:千円)
現金・預金勘定	398,697,017
当座預金、普通預金および通知預金以外の預金	△396,800,000
現金および現金同等物	1,897,017

令和2年3月31日 (単位:千円)

現金・預金勘定	406,385,108
当座預金、普通預金および通知預金以外の預金	△404,400,739
現金および現金同等物	1,984,369

## 令和2年度

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

## (1) その他有価証券

①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価を把握することが極めて困難と認められるもの：移動平均法による原価法

## 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・購買品……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

- ・販売品……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

## 3. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

## (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

## (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しています。

## 4. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当規程により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。なお、貸倒引当金は該当ありません。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

## (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

## (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

## ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

## ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

## (6) 睡眠賃金払戻引当金

利益計上した睡眠賃金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

## 5. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

## 7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

## (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

## (追加情報)

改正企業会計基準第24号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

## 令和2年度

### II. 表示方法の変更に関する注記

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

### III. 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 151,850千円
- (2) その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和元年6月に作成した第13期中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なる場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### IV. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は6,423千円であり、その内訳は、次のとおりです。

工具器具備品 6,423千円

#### 2. 担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金12,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

#### 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額

金銭債権 292,065千円

#### 4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額およびその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額および延滞債権額は該当ありません。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の

支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は該当ありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

#### 5. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、803,491千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徵求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

### V. 損益計算書に関する注記

#### 1. 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、701千円の棚卸評価損が含まれています。

### VI. 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸し付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債・社債等の債券等の有価証券による運用を行っています。

##### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、12.83%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ①信用リスクの管理

当組合は、個別的重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引につい

## 令和2年度

ては、本所に審査課を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。

## ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

## (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他の有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が26,232千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	406,117,986	406,124,303	6,317
有 価 証 券			
その他の有価証券	7,599,700	7,599,700	—
貸 出 金	34,566,864		
貸倒引当金	—		
貸倒引当金控除後	34,566,864	35,019,578	452,713
資 産 計	448,284,550	448,743,581	459,031
貯 金	446,201,118	446,401,415	200,296
負 債 計	446,201,118	446,401,415	200,296

## (2) 金融商品の時価の算定方法

## 【資産】

## ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

## ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

## 【負債】

## ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。



## 令和2年度

## (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00%
長期期待運用収益率	1.16%

## 2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金19,962千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額19,962千円と相殺して表示しています。

なお、令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、219,668千円となっています。

## X. 税効果会計に関する注記

## 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

(繰延税金資産)	
賞与引当金	26,868
退職給付引当金	80,494
繰延資産（建物寄付）	6,459
役員退職慰労引当金	13,513
特例業務負担引当金	61,331
資産除去債務	10,333
睡眠賃金払戻引当金	9,892
資産管理研究会助成金繰越残高	5,162
未払事業税	13,210
未払費用	8,287
その他	5,024
繰延税金資産小計	240,577
評価性引当額	△55,876
繰延税金資産合計(A)	184,701
(繰延税金負債)	
資産除去費用の資産計上額	△604
外部出資	△2,469
その他有価証券評価益	△29,777
繰延税金負債合計(B)	△32,851
繰延税金資産の純額(A)+(B)	151,850

## 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.47%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.20%
法人税軽減税率	△0.05%
住民税均等割等	0.73%
評価性引当額の増減	△0.95%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.92%

## X. その他の注記

## 1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

## (1) リース資産の内容および減価償却の方法

## ファイナンス・リース取引

## ①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

## ②所有権移転外ファイナンス・リース取引

## リース資産の内容

## ・有形固定資産

主として、電子計算機です。

## リース資産の減価償却の方法

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

## 2. 資産除去債務に関する注記

## (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## ①当該資産除去債務の概要

当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に伴し資産除去債務を計上しています。また、一部の事務所等について、賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。

## ②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に17年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に1.967%）を採用しています。

## ③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

当事業年度の期首残高	36,649
時の経過による調整額	362
当事業年度の期末残高	37,012

## (2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

## XI. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

## 1. 現金および現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、当座預金、普通預金および通知預金となっています。

## 2. 現金および現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

令和2年3月31日 (単位：千円)

現金・預金勘定	406,385,108
当座預金、普通預金および通知預金以外の預金	△404,400,739
現金および現金同等物	1,984,369

令和3年3月31日 (単位：千円)

現金・預金勘定	407,596,799
当座預金、普通預金および通知預金以外の預金	△405,400,304
現金および現金同等物	2,196,494

## 5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項目	令和元年度 総代会承認日 令和2年6月21日	令和2年度 総代会承認日 令和3年6月22日
当期未処分剰余金	1,453,718	1,548,465
剰余金処分額	542,641	548,569
(1) 利益準備金	1,436	7,342
(2) 任意積立金	500,000	500,000
特別積立金	200,000	200,000
本所建設積立金	100,000	100,000
信用事業基盤強化積立金	200,000	200,000
(3) 出資配当金	41,205	41,227
(出資配当率)	(3.5%)	(3.5%)
次期繰越剰余金	911,076	999,896

(注) 1. 任意積立金のうち、一定の目的のために設定した積立金の種類および積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は次のとおりです。

種類	信用事業基盤強化積立金	施設整備金	有価証券価格変動積立金	貸出債権金	本所建設積立金
目的	信用事業の改善・発展に必要な資金を積み立てる	中長期的に予定する施設の取得に必要な資金を積み立てる	有価証券運用の価格変動リスクに対して必要な資金を積み立てる	貸出金の強化に必要な資金を積み立てる	本所施設等を建設するための必要な資金を積み立てる
積立目標額	期末貯金・定期積金残高の100分の1.5	5億円	期末有価証券残高の100分の5を限度とする	期末貸出残高の100分の2.5	15億円
積立基準	目標額の範囲内において、当期剰余金を参考し積み立てる				
取崩基準	信用事業の基盤に重大な影響があるという事実が発生した場合にその減少額等の範囲内で取り崩す	積立目的が達成された日の属する決算期を含む5年の間で、当該年度の費用相当分を参考の上、計画的に取り崩す	時価の著しい下落に伴う評価損計上(減損処理)により、当期剰余金に重要な影響を与える年度に当該減損処理相当額を取り崩す	貸倒損失により、当期剰余金に重要な影響を与える場合にその損失額等の範囲内で取り崩す	本所施設の事業管理費(減価償却等)が増大し、事業利益が減少した場合は、その減少額の範囲内で取り崩す
元年度積立額	200,000,000円	—	—	—	100,000,000円
元年度積立累計額	1,700,000,000円	480,000,000円	100,000,000円	620,000,000円	600,000,000円
2年度積立額	200,000,000円	—	—	—	100,000,000円
2年度積立累計額	1,900,000,000円	480,000,000円	100,000,000円	620,000,000円	700,000,000円

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額50,000,000円が含まれています。



## 7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月14日付金監第2835号・17経営第3991号）に基づく、当組合の財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかる内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

### 確 認 書

1. 私は、当JAの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有效地に機能していることを確認しました。
  - (1)業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されています。
  - (2)業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3)重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年7月14日

堺市農業協同組合

代表理事組合長 寺下 三郎

## 8. 会計監査人の監査

令和元年度および令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けています。

## 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	5,145,909	5,119,873	5,100,095	4,914,228	4,776,680
信用事業収益	3,269,249	3,228,817	3,218,216	3,006,832	2,974,887
共済事業収益	1,050,990	1,044,601	1,037,746	1,024,102	1,009,635
農業関連事業収益	754,474	777,879	772,298	803,865	731,867
その他事業収益	71,194	68,574	71,834	79,428	60,290
経常利益	635,499	597,289	876,406	711,819	848,911
当期剰余金	436,223	425,621	641,418	453,501	637,389
出資金 (出資口数)	1,185,082 (1,185,082)	1,187,328 (1,187,328)	1,189,624 (1,189,624)	1,190,342 (1,190,342)	1,194,013 (1,194,013)
純資産額	18,061,697	18,466,460	19,164,231	19,563,567	20,106,247
総資産額	436,995,315	456,859,233	455,889,619	464,636,284	471,083,821
貯金等残高	415,568,755	434,566,144	433,042,288	441,014,630	446,201,118
貸出金残高	33,271,365	32,317,682	31,856,094	32,792,861	34,566,864
有価証券残高	2,446,070	3,081,620	4,407,170	4,383,140	7,599,700
剰余金配当金額	40,999	41,071	41,110	41,205	41,227
出資配当の額	40,999	41,071	41,110	41,205	41,227
事業分量配当の額	—	—	—	—	—
職員数	332	329	325	339	341
単体自己資本比率	15.04%	14.81%	14.48%	14.48%	14.82%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。  
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

## 2. 利益総括表

(単位：千円)

種類	令和元年度	令和2年度	増減
資金運用収益	2,872,888	2,856,388	△16,499
資金調達費用	504,075	412,075	△91,999
資金運用収支	2,368,813	2,444,313	75,500
役務取引等収益	56,782	56,633	△149
役務取引等費用	21,110	19,767	△1,343
役務取引等収支	35,672	36,866	1,194
その他信用事業収益	77,160	61,864	△15,295
その他信用事業費用	189,528	165,039	△24,489
その他信用事業収支	△112,368	△103,174	9,194
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	2,292,117 0.52%	2,378,006 0.53%	85,888 0.01%
共済事業粗利益 (共済事業粗利益率)	979,237 0.14%	967,178 0.14%	△12,059 0.00%
購買事業粗利益 (購買事業粗利益率)	38,629 6.60%	34,704 6.94%	△3,924 0.34%
販売事業粗利益 (販売事業粗利益率)	58,402 14.95%	68,251 17.33%	9,848 2.38%
総粗利益 (総粗利益率)	3,281,312 0.71%	—	—
事業粗利益 (事業粗利益率)	—	3,680,373 0.78%	—
事業純益	—	898,297	—
実質事業純益	—	898,297	—
コア事業純益	—	885,761	—
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	—	885,761	—

## 3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円)

項目	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	440,312,982	2,872,888	0.65%	448,055,995	2,856,388	0.63%
うち預金	403,982,065	2,506,530	0.62%	408,616,311	2,488,417	0.60%
うち有価証券	4,200,224	26,179	0.62%	5,685,314	31,053	0.54%
うち貸出金	32,130,692	340,178	1.05%	33,754,369	336,917	0.99%
資金調達勘定	439,181,652	504,075	0.11%	446,776,790	412,075	0.09%
うち貯金・定期積金	438,430,162	501,721	0.11%	445,333,688	408,713	0.09%
うち借入金	751,490	83	0.01%	1,443,102	414	0.02%
総資金利ざや		0.02%			0.08%	

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

2. (注) 1 の経費率には、信用事業の指導部費負担額を含めています。

## 4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項目	令和元年度増減額	令和2年度増減額
受取利息	△218,032	△16,499
うち預金	△202,326	△18,113
うち有価証券	4,045	4,874
うち貸出金	△19,752	△3,260
支払利息	△94,643	△92,000
うち貯金・定期積金	△94,391	△93,008
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△251	330
差引	△123,390	75,501

(注) 増減額は前年度対比です。

## 1. 信用事業

## (1) 貯金に関する指標

## ① 貯金の科目別期末残高

(単位：千円)

種類	令和元年度		令和2年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
当座貯金	314,091	0.07%	313,609	0.07%	△482
普通貯金	128,873,143	29.22%	145,492,096	32.60%	16,618,952
貯蓄貯金	1,044,293	0.23%	1,004,014	0.22%	△40,279
通知貯金	—	—	—	—	—
その他の流動性貯金	279,189	0.06%	273,080	0.06%	△6,108
流動性貯金計	130,510,719	29.59%	147,082,801	32.96%	16,572,082
定期貯金	293,482,368	66.54%	286,044,821	64.10%	△7,437,547
定期積金	16,930,720	3.83%	12,998,111	2.91%	△3,932,608
その他の定期性貯金	90,822	0.02%	75,384	0.01%	△15,437
定期性貯金計	310,503,911	70.40%	299,118,317	67.03%	△11,385,594
譲渡性貯金その他の貯金	—	—	—	—	—
合計	441,014,630	100.00%	446,201,118	100.00%	5,186,488

## ② 貯金の科目別平均残高

(単位：千円)

種類	令和元年度		令和2年度		増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
当座貯金	173,722	0.03%	173,919	0.03%	196
普通貯金	122,432,359	27.92%	139,240,636	31.26%	16,808,277
貯蓄貯金	1,029,600	0.23%	1,024,945	0.23%	△4,654
通知貯金	2,486	0.00%	—	—	△2,486
その他の流動性貯金	369,561	0.08%	298,510	0.06%	△71,050
流動性貯金計	124,007,730	28.28%	140,738,012	31.60%	16,730,282
定期貯金	296,464,596	67.61%	289,715,931	65.05%	△6,748,665
定期積金	17,867,441	4.07%	14,800,153	3.32%	△3,067,288
その他の定期性貯金	90,392	0.02%	79,591	0.01%	△10,801
定期性貯金計	314,422,431	71.71%	304,595,676	68.39%	△9,826,755
譲渡性貯金その他の貯金	—	—	—	—	—
合計	438,430,161	100.00%	445,333,688	100.00%	6,903,526

## ③ 定期貯金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和元年度		令和2年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利定期	293,471,577	99.99%	286,033,707	99.99%	△7,437,869
変動金利定期	10,791	0.00%	11,113	0.00%	322
その他定期貯金	—	—	—	—	—
合計	293,482,368	100.00%	286,044,821	100.00%	△7,437,547

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

## (2) 貸出金等に関する指標

### ①貸出金の科目別期末残高

(単位：千円)

種類	令和元年度		令和2年度		増減		
	残高	構成比	残高	構成比			
手証度融	形書資機	貸貸貸付	32,536,036 248,930 7,895	99.21% 0.75% 0.02%	29,400 34,344,518 191,344 1,601	0.08% 99.35% 0.55% 0.00%	29,400 1,808,482 △57,586 △6,293
當制金	度融	資機	貸付	—	—	—	
合計			32,792,861	100.00%	34,566,864	100.00%	1,774,002

### ②貸出金の科目別平均残高

(単位：千円)

種類	令和元年度		令和2年度		増減		
	平均残高	構成比	平均残高	構成比			
手証度融	形書資機	貸貸貸付	31,861,055 258,414 11,222	99.16% 0.80% 0.03%	1,610 33,535,844 211,880 5,033	0.00% 99.35% 0.62% 0.01%	1,610 1,674,788 △46,534 △6,188
當制金	度融	資機	貸付	—	—	—	
合計			32,130,692	100.00%	33,754,369	100.00%	1,623,676

### ③貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和元年度		令和2年度		増減	
	残高	構成比	残高	構成比		
固定	金利貸出	15,376,575	46.89%	13,715,641	39.67%	△1,660,933
変動	金利貸出	17,167,356	52.35%	20,659,879	59.76%	3,492,522
その他	の他貸出	248,930	0.75%	191,344	0.55%	△57,586
合計		32,792,861	100.00%	34,566,864	100.00%	1,774,002

### ④貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和元年度		令和2年度		増減
物的担保	貯金等 有価証券 動産 不動産 その他の担保物	280,236 — — 288,368 —		227,847 — — 124,301	△52,389 — — △164,066
	計	568,605		352,149	△216,455
保証	農業信用基金協会保証 その他保証	26,673,330 2,304,716		29,150,572 2,584,982	2,477,242 280,266
	計	28,978,046		31,735,554	2,757,508
信用	用	3,246,210		2,479,160	△767,050
合計		32,792,861		34,566,864	1,774,002

### ⑤債務保証見返額の担保別内訳残高

該当ありません。

### ⑥貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和元年度		令和2年度		増減	
	残高	構成比	残高	構成比		
設備	資本	31,738,357	96.78%	33,776,391	97.71%	2,038,033
運送	資本	957,647	2.92%	720,800	2.08%	△236,847
その他	金他	96,856	0.29%	69,672	0.20%	△27,183
合計		32,792,861	100.00%	34,566,864	100.00%	1,774,002

## ⑦貸出金の業種別残高

(単位：千円)

種類	令和元年度		令和2年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
製造業	161,116	0.49%	178,694	0.51%	17,578
農業	625,285	1.90%	525,307	1.51%	△99,978
林業	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—
鉱業	1,884	0.00%	4,408	0.01%	2,523
建設業	376,622	1.14%	379,423	1.09%	2,800
電気・ガス・熱供給・水道業	27,475	0.08%	31,341	0.09%	3,866
情報通信業	12,353	0.03%	11,884	0.03%	△469
運輸業	155,723	0.47%	156,816	0.45%	1,093
卸売業	245,931	0.74%	249,674	0.72%	3,743
金融・保険業	21,266	0.06%	21,421	0.06%	154
不動産業	4,530,010	13.81%	4,436,374	12.83%	△93,636
各種サービス業	705,198	2.15%	855,664	2.47%	150,466
地方公共団体	3,249,552	9.90%	2,489,657	7.20%	△759,894
個人(住宅・消費・納税資金等)	22,680,440	69.16%	25,226,195	72.97%	2,545,755
合計	32,792,861	100.00%	34,566,864	100.00%	1,774,002

(注) 業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいています。

## ⑧主要な農業関係の貸出金残高

## ● 営農類型別

(単位：千円)

種類	令和元年度	令和2年度	増減
穀作	65,511	66,653	1,142
野菜・園芸	135,269	84,554	△50,715
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	21,288	10,335	△10,953
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他の農業	51,675	38,832	△12,842
農業関連団体等	—	—	—
合計	273,745	200,375	△73,369

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関連する事業に必要な資金等が該当します。

なお、前掲⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が該当します。

## ● 資金種類別

(単位：千円)

種類	令和元年度	令和2年度	増減
プロパー資金	273,745	200,375	△73,369
農業制度資金	—	—	—
うち農業制度資金	—	—	—
うちその他制度資金	—	—	—
合計	273,745	200,375	△73,369

(注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

## ⑨リスク管理債権の状況

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度	増減
破綻先債権額 (A)	—	—	—
延滞債権額 (B)	—	—	—
3ヶ月以上延滞債権額 (C)	—	—	—
貸出条件緩和債権額 (D)	—	—	—
合計 (E)=(A)+(B)+(C)+(D)	—	—	—
うち担保保証付債権額 (F)	—	—	—
担保保証付控除後債権額 (G)=(E)-(F)	—	—	—
個別貸倒引当金勘定残高 (H)	—	—	—
差引額 (I)=(G)-(H)	—	—	—

(注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいいます。

3. 3ヶ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く）をいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（注1、注2および注3に掲げるものを除く）をいいます。

5. 担保保証付債権額

リスク管理債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）および確実な不動産担保付の貸出金残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の貸出金についての当該担保・保証相当額をいいます。

6. 担保保証付控除後債権額

リスク管理債権額合計額から、担保保証付債権額を控除した貸出金残高をいいます。

## ⑩金融再生法開示債権の状況

### ●金融再生法に基づく資産査定額

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
合計	—	—
正常債権	32,805,328	34,579,239

本表記載の資産査定額は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号) 第6条に基づき、貸借対照表の貸出金、貸付有価証券、債務保証見返、信用未収利息および信用仮払金の各勘定について、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、以下のとおり区分しています。

なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として、同法の定める基準に従い資産査定額を平成15年度より記載しています。

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権をいいます。

### ●金融再生法開示債権の保全状況

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度
金融再生法開示債権合計 (A)	—	—
保全額合計 (B)	—	—
うち貸倒引当金	—	—
うち担保保証等	—	—
保全率 (B)/(A)	—	—

(注) 貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた金額を記載しています。

## ⑪元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当ありません。

## &lt;参考&gt;開示債権と自己査定の相関図

< 自己査定債務者区分 >		< 金融再生法債権区分 >		< リスク管理債権 >	
対象債権	信用事業総与信	信用事業以外の与信	信用事業総与信	信用事業以外の与信	信用事業総与信
	貸出金	その他の債権	貸出金	その他の債権	貸出金
	破綻先		破産更生債権およびこれらに準ずる債権		破綻先債権
	実質破綻先				延滞債権
	破綻懸念先		危険債権		
	要管理先		要管理債権		3ヶ月以上延滞債権
	その他の要注意先				貸出条件緩和債権
	正常先		正常債権		

## ●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

## ●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

## ●破綻懸念先

現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）

## ●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる債権に該当する債務者

## i 3ヶ月以上延滞債権

元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出債権

## ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

## ●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

## ●正常先

業況が良好であり、かつ、財務内容につき特段の問題がないと認められる債務者

## ●破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権

## ●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができる可能性の高い債権

## ●要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金

## ●正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権

## ●破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債権を行った部分を除く）。以下「未収利息不計上貸出金」という。うち、法人税施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

## ●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。

## ●3ヶ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権に掲げるものを除く）をいう。

## ●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援をはかる目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に掲げるものを除く）をいう。

## ⑫貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：千円)

区分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
令和元年度	一般貸倒引当金	104,057	—	—	104,057
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	合計	104,057	—	—	104,057
令和2年度	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) その他の金額は洗替による取崩額です。

## ⑬貸出金償却等の額

該当ありません。

### (3) 為替業務等取扱実績

#### ①内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種類	令和元年度				令和2年度			
	仕向		被仕向		仕向		被仕向	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込為替	39,777	57,988,720	329,358	94,075,494	38,570	53,875,298	366,691	92,185,790
代金取立為替	11	69,336	15	23,670	8	15,929	10	19,960
雜為替	944	437,278	458	598,622	974	384,690	397	422,093
合計	40,732	58,495,335	329,831	94,697,787	39,552	54,275,918	367,098	92,627,845

#### ②公共債の引受額・公共債窓販実績

(単位：千円)

種類	窓口販売実績		引受実績	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国債	—	—	—	—

#### ③オフ・バランス取引の状況

該当ありません。

### (4) 有価証券に関する指標

#### ①有価証券の種類別平均残高

(単位：千円)

種類	令和元年度		令和2年度		増減	
	債	債	債	債	債	債
国地政金短社株受投	方保融期社益資	債債債債債債債式券券	3,600,569 499,649 — — 100,005 — —	5,056,008 499,709 — — 129,596 — —	1,455,438 60 — — 29,590 — —	
合計			4,200,224	5,685,314	1,485,089	

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、令和元年度および令和2年度とともに貸付有価証券の残高はありません。

#### ②商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

#### ③有価証券の残存期間別残高

(単位：千円)

年度	種類	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和元年度	国地政金短社株受投	方保融期社益資	債債債債債債債式券券	204,760 — — — 102,140 — —	309,000 307,230 — — — — —	205,300 — — — — — —	— — — — — — —	3,254,710 — — — — — — —	3,768,470 512,530 — — — 102,140 — —
	国地政金短社株受投	方保融期社益資	債債債債債債債式券券	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —
	国地政金短社株受投	方保融期社益資	債債債債債債債式券券	— — — — — — —	101,980 — — — — — —	408,290 — — — — — —	— — — — — — —	6,886,840 — — — — — —	6,886,840 510,270 — — — — —
	国地政金短社株受投	方保融期社益資	債債債債債債債式券券	— — — — — — —	101,830 — — — — — —	— — — — — — —	100,760 — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —
	国地政金短社株受投	方保融期社益資	債債債債債債債式券券	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —
	国地政金短社株受投	方保融期社益資	債債債債債債債式券券	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —
	国地政金短社株受投	方保融期社益資	債債債債債債債式券券	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、令和元年度および令和2年度とともに貸付有価証券の残高はありません。

## (5) 有価証券等の時価情報等

## ①有価証券の時価情報等

(単位：千円)

区分	令和元年度			令和2年度		
	取得価額 A	時 B 価	評 価 損 益 B - A	取得価額 C	時 D 価	評 価 損 益 D - C
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他保有	4,199,962	4,383,140	183,177	7,493,047	7,599,700	106,652
合計	4,199,962	4,383,140	183,177	7,493,047	7,599,700	106,652

(注) 1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しています。

2. 取得価額は取得原価または償却原価によっています。

3. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。

4. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額として計上しています。

## ②金銭の信託の時価情報等

該当ありません。

## ③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当ありません。

## 2. 共済事業取扱実績

### (1) 長期共済新契約高・保有高

(単位：千円)

種類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	年度末保有高	新契約高	年度末保有高
生命総合共済	終身共済	2,214,689	106,837,851	4,810,391
	定期生命共済	685,500	803,500	1,097,000
	養老生命共済	2,454,170	84,224,168	3,566,200
	うちこども共済	788,700	31,367,900	1,015,400
	医療共済	87,000	2,611,200	293,000
	がん共済	—	409,500	—
	定期医療共済	—	642,900	—
	介護共済	234,060	2,710,028	950,077
年金共済	年金共済	—	89,000	—
	建物更生共済	72,604,480	475,357,416	57,236,280
合計		78,279,899	673,685,566	67,952,948
				676,369,656

(注) 1. 記載金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）です。

2. 平成5年度以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

### (2) 医療系共済の入院共済金額新契約高・保有高

(単位：千円)

種類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	年度末保有高	新契約高	年度末保有高
医療共済	1,357	20,145	1,373	20,716
がん共済	255	6,320	95	6,237
定期医療共済	—	5,179	—	4,929
合計	1,612	31,644	1,468	31,882

(注) 記載金額は入院共済金額です。

### (3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額新契約高・保有高

(単位：千円)

種類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	年度末保有高	新契約高	年度末保有高
介護共済	289,294	4,981,138	1,036,803	5,717,512
生活障害共済(一時金型)	30,000	134,000	46,000	120,000
生活障害共済(定期年金型)	2,400	14,900	1,000	14,400
特定重度疾病共済	—	—	387,000	387,000

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額です。

### (4) 年金共済の年金新契約高・保有高

(単位：千円)

種類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	年度末保有高	新契約高	年度末保有高
年金開始前	882,825	4,795,922	781,445	5,298,267
年金開始後	—	2,913,912	—	2,871,132
合計	882,825	7,709,834	781,445	8,169,399

(注) 記載金額は年金年額（利率変動型年金にあっては最低保証年金額）です。

### (5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種類	令和元年度		令和2年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	13,789,380	11,721	11,803,060	10,123
自動車共済	—	320,796	—	315,452
傷害共済	11,911,500	1,063	3,453,500	933
賠償責任共済	—	1,113	—	1,052
自賠責共済	—	43,356	—	38,038
合計	—	378,050	—	365,600

(注) 金額は保障金額です。

## 3. 購買事業取扱実績

(単位：千円)

種類	令和元年度		令和2年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	飼料	318	48	234
	肥料	71,211	5,848	74,318
	農業用薬	49,158	6,563	52,417
	保育用資材	7,888	1,070	10,281
	包裝資材	4,209	417	4,227
	農業機械	166,857	3,748	171,855
	石油類	371	18	528
	自動車	41	1	8
	建築資材	188,546	14,620	95,597
	その他	16,808	2,855	15,712
計		505,411	35,192	425,182
生活物資	食糧	11,940	1,248	9,765
	生鮮食品	5,991	338	5,960
	一般食品	8,829	1,601	8,658
	衣料品	939	68	959
	耐久消費財	42,387	4,118	35,414
	日用品	9,350	923	14,066
	その他の	—	—	—
	計	79,439	8,297	74,824
	合計	584,850	43,490	500,007
				37,032

## 4. 販売事業取扱実績

(単位：千円)

種類	販売高		手数料	
	買取	受託	買取	受託
元年	農産物直売所等	173,013	217,442	24,262
	合計	173,013	217,442	24,262
2年	農産物直売所等	182,362	211,386	28,773
	合計	182,362	211,386	28,773

## 5. 利用事業

(単位：千円)

項目	令和元年度		令和2年度	
	取引	費用	取引	費用
収益	水稻育苗代金 請負代金	22,729 22,421		21,848 20,860
	計	45,150		42,709
費用	水稻育苗費用 請負費用	14,813 19,576		13,194 18,743
	計	34,389		31,937
利用事業利益		10,760		10,771

## 6. 指導事業

(単位：千円)

項目	令和元年度		令和2年度	
	収入	支出	収入	支出
収入	指導補助金 実費 受入事務委託料	22,299 11,739 240		6,125 11,214 240
	計	34,278		17,580
支出	農改善費 生活改善費 教育費報費	40,432 27,792 63,888		20,173 17,267 54,454
	計	132,113		91,896
收支差額		△97,835		△74,316

## 1. 利益率

項目	令和元年度	令和2年度	増減
総資産経常利益率	0.15%	0.18%	0.03%
資本経常利益率	3.74%	4.37%	0.63%
総資産当期純利益率	0.09%	0.13%	0.04%
資本当期純利益率	2.38%	3.28%	0.90%

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

2. 資本経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産勘定平均残高}} \times 100$

## 2. 貯貸率・貯証率

区分	令和元年度	令和2年度	増減
貯貸率	期末	7.43%	0.31%
	期中平均	7.32%	0.25%
貯証率	期末	0.99%	0.71%
	期中平均	0.95%	0.32%

(注) 1. 貯貸率(期末) =  $\frac{\text{貸出金残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$

3. 貯証率(期末) =  $\frac{\text{有価証券残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$

2. 貯貸率(期中平均) =  $\frac{\text{貸出金平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

4. 貯証率(期中平均) =  $\frac{\text{有価証券平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

## 3. 職員一人当たり指標

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	増減
信用事業	貯金残高	1,300,928	7,579
	貸出金残高	96,734	4,635
共済事業	長期共済保有高	1,987,273	△3,785
経済事業	購買品供給高 販売品取扱高	1,725 1,151	△259 3

(注) 1. 令和元年度末の数値を339人で除して算出しています。

2. 令和2年度末の数値を341人で除して算出しています。

## 4. 一店舗当たり指標

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	増減
貯金残高	20,046,119	20,281,869	235,750
貸出金残高	1,490,584	1,571,221	80,637
長期共済保有高	30,622,071	30,744,075	122,004

(注) 1. 令和元年度末および令和2年度末の数値を22店舗で除して算出しています。

- 農業協同組合法施行規則（平成13年農林水産省令第148号）第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年金融庁・農林水産省告示第4号）として開示しています。
- 「定性的な開示事項」の前年度（令和元年度）の記載については、以下（令和2年度）と同内容のため、記載を省略しています。

## 《定性的な開示事項》

### 1. 自己資本比率の状況等

#### ◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保につとめるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は、14.82%となりました。

#### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

項目	内 容
発行主体	堺市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,194百万円（前年度1,190百万円）

当JAは、「自己資本比率算出規程」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持をはかるとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実につとめています。

### 2. 信用リスクに関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク（Moody's）
S & P レーティングズ・サービシズ（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスボージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスボージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスボージャー（長期）	R&I,JCR,Moody's,S&P,Fitch	
法人等向けエクスボージャー（短期）	R&I,JCR,Moody's,S&P,Fitch	

(注)「エクスボージャー」とは、リスクに晒されている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には預金や貸出金・有価証券等が該当します。

### 3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジヤーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジヤーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」に定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートジヤーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国的地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジヤーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定できること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートジヤー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

### 4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

該当ありません。

### 5. 証券化エクスポートジヤーに関する事項

該当ありません。

### 6. オペレーション・リスクに関する事項

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーション・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、オペレーション・リスクを、①事務リスクと②システムリスクの二つに分けて管理しています。各リスクの管理方針等については、10ページをご覧下さい。

#### ◇オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当JAでは、自己資本比率の算出上のオペレーション・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーション・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーション・リスク相当額とするものです。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の出資として計上されているものをいい、当JAにおいては、系統および系統外出資が該当します。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、系統および系統外出資の評価等については、取得原価を記載し、<sup>きせん</sup>毀損の状況に応じて引当金（外部出資等損失引当金）の計上や直接償却（外部出資等償却）を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更などがあれば、注記表にその旨記載することとしています。

## 8. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールにつとめています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明  
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理につとめています。
- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明  
当JAは、ALM・リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減につとめています。
- 金利リスク計測の頻度  
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明  
該当ありません。

### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイップ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、△EVE および△NII に重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
重要な変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

◇△EVE および△NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE および△NII）と大きく異なる点  
特段ありません。

## 《定量的な開示事項》

## 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項目	目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目			
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	19,390,327	19,988,145	
うち、出資金および資本準備金の額	1,212,591	1,216,262	
うち、再評価積立金の額	—	—	
うち、利益剰余金の額	18,223,264	18,819,447	
うち、外部流出予定額	△41,205	△41,227	
うち、上記以外に該当するものの額	△4,322	△6,338	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	—	—	
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	—	—	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 19,390,327	19,988,145	
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。）の額の合計額	3,200	3,182	
うち、のれんに係るものと額	—	—	
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,200	3,182	
繰延税金資産（一時差異に係るものと除く。）の額	—	—	
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
前払年金費用の額	—	—	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されたものを除く。）の額	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	
特定項目に係る10%基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
特定項目に係る15%基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 3,200	3,182	
自己資本			
自己資本の額 ((イ)-(ロ))	(ハ) 19,387,127	19,984,962	
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	127,454,709	128,423,959	
うち経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,380,366	6,387,235	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額	(二) 133,835,076	134,811,194	
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ)/(二)) × 100	14.48%	14.82%	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。  
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を探用しています。  
 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和元年度			令和2年度		
	エクスボージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b=a×4%	エクスボージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b=a×4%
現金	1,393,205	—	—	1,478,813	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	3,604,244	—	—	6,799,101	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国的地方公共団体向け	3,747,912	—	—	2,980,652	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行等向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	407,351,790	81,470,358	3,258,814	408,446,851	81,689,370	3,267,574
法人等向け	3,332	614	24	128,674	77,616	3,104
中小企業等向けおよび個人向け	2,649,457	1,762,809	70,512	2,863,076	1,960,413	78,416
抵当権付住宅ローン	10,303	3,475	139	4,433	1,551	62
不動産取得等事業向け	59,343	54,171	2,166	42,160	41,273	1,650
3ヵ月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	27,154	5,430	217	32,865	6,573	262
信用保証協会等保証付	26,834,782	2,642,200	105,688	29,159,942	2,880,472	115,218
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	1,800	—	—	1,550	—	—
出資等	576,560	576,560	23,062	574,500	574,500	22,980
(うち出資等のエクスボージャー)	576,560	576,560	23,062	574,500	574,500	22,980
(うち重要な出資のエクスボージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	18,239,116	40,939,088	1,637,563	18,491,142	41,192,187	1,647,687
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスボージャー)	14,951,170	37,377,925	1,495,117	14,951,170	37,377,925	1,495,117
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスボージャー)	182,144	455,361	18,214	182,860	457,150	18,286
(うち純株主等の譲り受けの百分の十を超える譲り受けを保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスボージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち純株主等の譲り受けの百分の十を超える譲り受けを保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスボージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスボージャー)	3,105,802	3,105,802	124,232	3,357,112	3,357,112	134,284
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルーワ方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスボージャー計	464,499,003	127,454,709	5,098,188	471,003,764	128,423,959	5,136,958
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスボージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	464,499,003	127,454,709	5,098,188	471,003,764	128,423,959	5,136,958
オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	—	—	—	—	—	—
オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額a	—	—	—	—	—	—
6,380,366	255,214	—	—	6,387,235	—	255,489
所要自己資本額計	—	—	—	—	—	—
リスク・アセット等(分母)計a	—	—	—	リスク・アセット等(分母)計a	—	—
133,835,076	5,353,403	—	—	134,811,194	—	5,392,447

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果後のリスク・アセット額を原エクスボージャーの種類ごとに記載しています。  
 2. 「エクスボージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトは150%になったエクスボージャーのことです。  
 4. 「出資等」とは、出資エクスボージャー、重要な出資のエクスボージャーが該当します。  
 5. 「証券化（証券化エクスボージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスボージャーのことです。  
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によりなお前回の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。  
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれております。  
 8. 当JAでは、オペレーション・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しております。

<オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益} (\text{直近3年間のうち正の値の合計額}) \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## 3. 信用リスクに関する事項

## ①信用リスクに関するエクスポートレーヤーおよび3ヶ月以上延滞エクスポートレーヤーの期末残高

(単位:千円)

項目	令和元年度			令和2年度		
	信用リスクに関するエクスポートレーヤーの期末残高	うち貸出金等	うち債券	3ヶ月以上延滞エクスポートレーヤーの期末残高	うち貸出金等	うち債券
農業	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	1,879	1,879
建設・不動産業	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	3,502	3,502
運輸・通信業	150	—	—	—	150	—
金融・保険業	15,619,681	—	100,306	—	15,725,497	—
卸売・小売・飲食・サービス業	41,521	6,161	—	—	36,751	3,451
日本国政府・地方公共団体	7,352,157	3,247,397	4,104,759	—	9,779,754	2,480,078
上記以外	405,010,719	—	—	—	406,178,121	47,005
個人	29,552,857	29,551,057	—	—	32,043,892	32,042,342
その他	6,921,917	—	—	—	7,234,215	—
業種別残高計	464,499,003	32,804,616	4,205,066	—	471,003,764	34,578,259
1年以下	405,249,055	238,335	—	—	406,485,730	354,613
1年超3年以下	1,987,970	1,788,216	199,754	—	3,054,680	2,954,487
3年超5年以下	3,926,345	3,225,242	701,103	—	1,613,458	1,112,773
5年超7年以下	1,655,931	1,455,846	200,085	—	1,630,446	1,630,446
7年超10年以下	2,751,946	2,751,946	—	—	2,775,543	2,675,436
10年超	26,288,322	23,184,198	3,104,123	—	32,573,615	25,774,513
期限の定めのないもの	22,639,431	160,829	—	—	22,870,289	75,987
残存期間別残高計	464,499,003	32,804,616	4,205,066	—	471,003,764	34,578,259
				—		7,500,087

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポートレーヤーの期末残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートレーヤーに該当するもの、証券化エクスポートレーヤーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートレーヤーを含んでいます。
- 「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「3ヶ月以上延滞エクスポートレーヤー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポートレーヤーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

## ②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:千円)

項目	令和元年度				令和2年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
			目的使用	その他			目的使用	その他
一般貸倒引当金	104,057	—	—	104,057	—	—	—	—
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—
農業	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	104,057	—	—	104,057	—	—	—	—

- (注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

## ③貸出金償却の額

該当ありません。

#### ④信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

項目	令和元年度			令和2年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
リスク・ウェイト0%	—	9,467,262	9,467,262	—	11,866,436	11,866,436
リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト10%	—	26,421,990	26,421,990	—	28,804,705	28,804,705
リスク・ウェイト20%	—	407,378,945	407,378,945	—	408,479,716	408,479,716
リスク・ウェイト35%	—	9,930	9,930	—	4,433	4,433
リスク・ウェイト50%	—	—	—	100,107	—	100,107
リスク・ウェイト75%	—	2,350,412	2,350,412	—	2,613,885	2,613,885
リスク・ウェイト100%	—	3,737,148	3,737,148	—	4,000,448	4,000,448
リスク・ウェイト150%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト200%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト250%	—	15,133,314	15,133,314	—	15,134,030	15,134,030
その他の	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%	—	—	—	—	—	—
合 計	—	464,499,003	464,499,003	100,107	470,903,657	471,003,764

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2. 「格付あり」には、リスク・ウェイト算定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはリスク・ウェイト算定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。  
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを導入したものについても集計の対象としています。  
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャー等リスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

#### 4. 信用リスク削減手法に関する事項

##### 信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャーの額

(単位：千円)

項目	令和元年度		令和2年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向けおよび個人向け	3,083	—	350	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	1,898	—	—	—
3ヵ月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関連	—	—	—	—
その他の	—	—	—	—
合 計	4,981	—	350	—

- (注) 1. 当JAは、適格金融資産担保について簡便手法を採用しています。  
 2. 「エクspoージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。  
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトは150%になったエクspoージャーのことです。  
 4. 「証券化（証券化エクspoージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクspoージャーのことです。  
 5. 「その他」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれています。

#### 5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

#### 6. 証券化工エクspoージャーに関する事項

該当ありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ①出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：千円)

項目	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場	—	—	—	—
非上場	15,527,730	15,527,730	15,525,670	15,525,670
合計	15,527,730	15,527,730	15,525,670	15,525,670

### ②出資その他これに類するエクspoージャーの売却および償却に伴う損益

該当ありません。

### ③貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当ありません。

### ④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当ありません。

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

該当ありません。

## 9. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

### IRRBB 1：金利リスク

項目番号	リスク要因	△EVE		△NII	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
1	上方パラレルシフト	—	217	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	4	3
3	ステイ一プ化	496	794		
4	フラット化	61	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	496	794	4	3
		令和元年度		令和2年度	
8	自己資本の額	19,387		19,984	

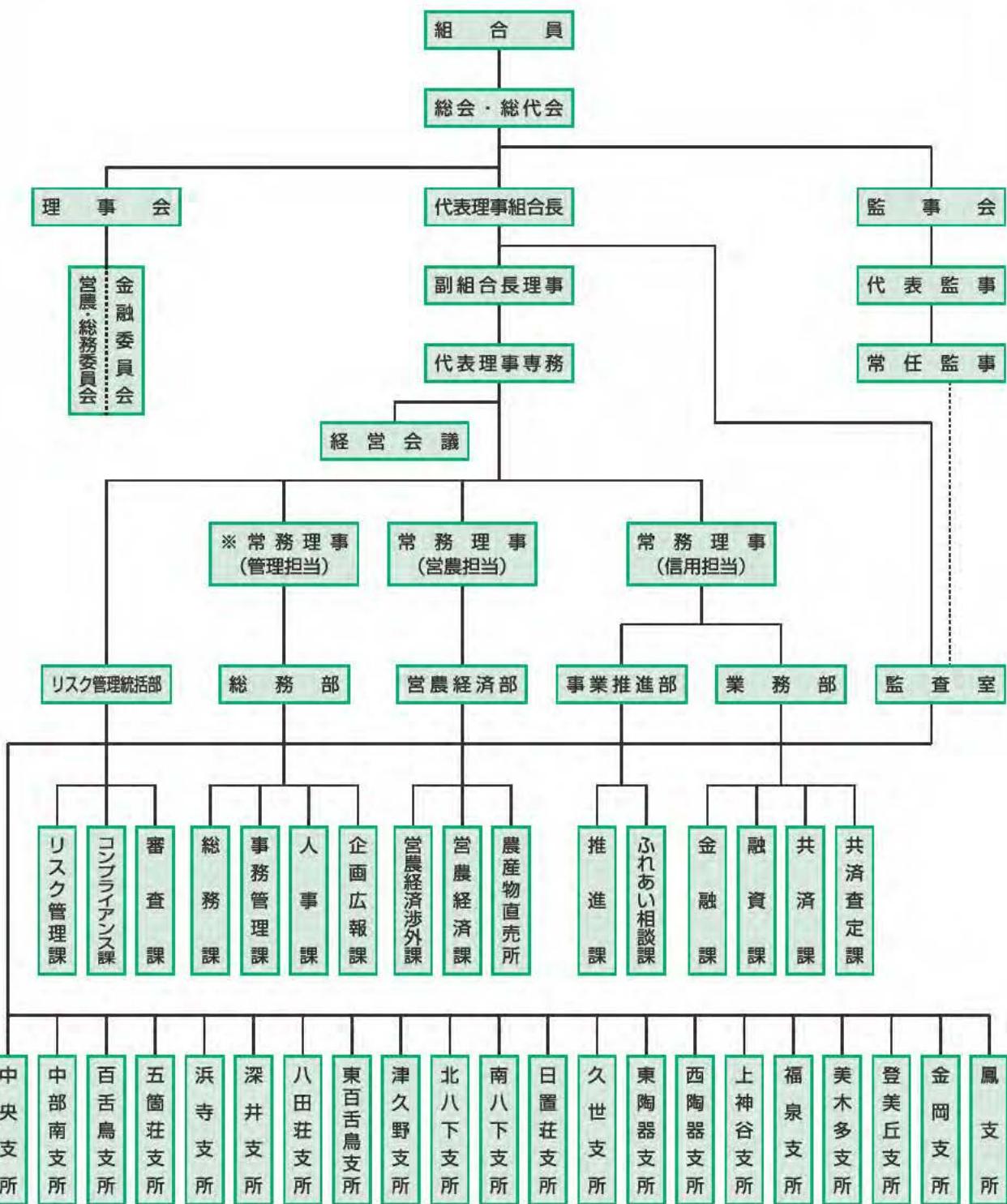
令和2年度  
**JAの概要**



# J A の 概 要

## 1. 機 構 図

(令和3年7月1日現在)



\*代表理事専務が兼任

## 2. 役員一覧

### ●理 事

役職名	氏名	代表権	役職名	氏名	代表権
代表理事組合長	寺下三郎	有	理事	野口善清	無
副組合長理事	早川功	無		上井一雄	タ
代表理事専務 (管理担当常務兼任)	小松信夫	有		桶上隆雄	タ
常務理事(営農担当)	村上達矢	無		吉田一政	タ
常務理事(信用担当)	西野高之	タ		樋口仁次	タ
理事	森豊雅	タ		居仁秀	タ
	松平武多	タ		本多加三	タ
	山本嘉昌	タ		檜木治則	タ
	西岡保	タ		土橋規次	タ
	岡田徹	タ		安山雅修	タ
	辻千太郎	タ		霜原要	タ
	西井裕	タ		南佳裕	タ

(令和3年7月1日現在)

### ●監 事

役職名	氏名
代表監事	高野伸一郎
常任監事	花野健治
監	尾東杉ひとみ
	本信子
員外監事	播磨雅子
	伊藤裕幸

(注) 伊藤裕幸は、農協法第30条第14項に定める要件  
を満たす員外監事です。

- (注) 1. 松川武美、辻千太郎、西井裕、安野章治、山本雅則、小西宏幸は、農協法第30条第12項第1号の規定に該当する理事です。  
 2. 早川功、山本保昌、岡田博司、野口善清、樋川政次、土居仁秀、檜木多加三、霜野要規は、農協法施行規則第76条の2第1項第1号“へ”的規定に該当する理事です。  
 3. 寺下三郎、小松信夫、村上達矢、西野高之、樋上隆雄、吉田一之は、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する理事です。

(順不同)

## 3. 会計監査人の名称

(令和3年7月1日現在)

名称	みのり監査法人
代表者	理事長 大森一幸
主たる事務所	東京都港区芝5丁目29-11 G-BASE田町14階

## 4. 組合員数

(単位:人、団体)

区分		令和元年度	令和2年度
正組合員	個人	6,080	5,952
	法人農事組合法人	1	1
	その他の法人	—	—
計		6,081	5,953
准組合員	個農業協同組合法人	21,182	21,573
	農事組合法人	—	—
	その他の団体	—	—
計		21,185	21,576
合計		27,266	27,529

## 5. 組合内の組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
野菜振興会	463
緑花振興会	16
果樹振興会	32
4Hクラブ	16
観光農業振興会	25
農作業受託協議会	10
女性会	1,482
資産管理研究会	705
年金友の会	1,875

(注) 組織名については令和3年7月1日現在を、構成員数については令和3年3月31日現在を基準として記載しています。

## 6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

## 7. 地区一覧

J A 堺市の地区は、堺市です。ただし、堺市美原区の区域は、大饗、菩提、小寺に限ります。

### ●事務所および主要施設の所在地



## 8. 店舗一覧

### ■事務所

(令和3年7月1日現在)

施設の名称	郵便番号	所 在 地	電話番号	事業内容	ATM設置台数
本 所	593-8301	堺市西区上野芝町2丁1番1号	278-3333	総合・相談その他	1台
営農センター	599-8242	中区陶器北56-2	234-1900	購買・販売・利用・指導・相談	—
農産物直売所	590-0125	南区鉢ヶ峯寺2036-1	296-9926	販売	—
生活センター	599-8272	中区深井中町1455-3	270-5454	加工・指導	—
中央支所	590-0005	堺区南清水町2丁4-1	238-3107	総合	1台
中部南支所	590-0814	堺区石津町3丁4-1	241-2785	総合	1台
百舌鳥支所	591-8037	北区百舌鳥赤畠町5丁743-4	252-2528	総合	1台
五箇荘支所	591-8005	北区新堀町2丁103	252-0403	総合	1台
浜寺支所	592-8348	西区浜寺諫訪森町中3丁244-25	262-0122	総合	1台
深井支所	599-8272	中区深井中町1454-1	278-0112	総合	1台
八田荘支所	599-8267	中区八田寺町226-1	271-1541	総合	1台
東百舌鳥支所	599-8232	中区新家町253-1	237-5461	総合	2台
津久野支所	593-8322	西区津久野町2丁9-11	271-5821	総合	1台
北八下支所	591-8012	北区中村町253-6	252-0054	総合	1台
南八下支所	599-8103	東区菩提町5丁232	285-0129	総合	1台
日置荘支所	599-8114	東区日置荘西町3丁13-8	285-0023	総合	1台
久世支所	599-8251	中区平井122-2	278-0122	総合	1台
東陶器支所	599-8242	中区陶器北455-1	237-5101	総合	1台
西陶器支所	599-8246	中区田園575-7	236-5481	総合	1台
上神谷支所	590-0121	南区片蔵30	297-0521	総合	1台
福泉支所	593-8312	西区草部182-2	273-4051	総合	1台
美木多支所	590-0136	南区美木多上44-1	297-0621	総合	1台
登美丘支所	599-8121	東区高松240-3	235-1551	総合	1台
金岡支所	591-8022	北区金岡町1088	252-0027	総合	1台
鳳支所	593-8326	西区鳳西町1丁76-2	263-6112	総合	1台
合 計		25カ所			23台

(注) 事業内容欄の総合とは、信用・共済・購買・販売・指導事業をいいます。

### ■店外ATM

施設の名称	所 在 地	ATM設置台数
大庭寺キャッシュサービスコーナー	堺市南区大庭寺106-4	1台
鳳北キャッシュサービスコーナー	西区鳳中町2丁50-2	1台
合 計	2カ所	2台

## 9. 沿革・あゆみ

昭和44年 3月

堺市内19農協が合併し「堺市農業協同組合」発足



3月1日、19農協の合併で堺市農業協同組合が発足した

9月

『堺市農協情報』創刊（平成5年4月「C R O P」に改称）

昭和46年 5月

堺市農協農業会館（本所）完成



完成した堺市農協農業会館

昭和47年 5月

旧金岡・鳳農協と合併し、一市一農協として発足

昭和49年 5月

全国農協初の独自オンラインシステムの稼動育苗センター完成（昭和56年4月「営農センター」に改称）

昭和51年 6月

第1回小学生夏休み児童作品コンクール開催



第1回小学生夏休み児童作品コンクール開催

11月

第1回堺市農業祭開催・営農テレホンサービス開始（TEL 072-277-3591）



「街に緑を農業に未来を」をテーマに第1回堺市農業祭が開催された

昭和53年 9月

「営農フェア」開催（現在の「スプリングフェア」の前身）

合併10周年記念式典挙行

外務（涉外）担当職員設置

堺市農業研修センター完成

計画（予約）購買制度スタート

第1次中期経営計画策定（以後3年ごとに策定。現在第13次同計画を実践中）

営農外務員制度導入

全銀内国為替制度に加盟

第1次地域農業振興計画策定（以後5年ごとに策定。現在第8次同計画を実践中）

A T M全店舗に設置

堺市農協資産管理連絡協議会発足

学級理事制導入

年金友の会連絡協議会発足

合併20周年記念式典挙行

土曜組合員相談室開設

長期共済保障保有高3,000億円達成

婦人会（女性会の前身）結成20周年記念大会開催

ハンディ端末機導入

J A 堀市独自制作の農業啓発小冊子「わたしたちの農業」を堺市内全小学校の3年生児童に寄贈（今まで毎年実践中）

営農情報紙『わかば』創刊

貯金残高2,000億円達成

農産加工所（生活センター）開所

農協C Iを導入し、愛称「J A 堀市」設定



愛称を「J A 堀市」に

資産管理情報誌『みのり』創刊

新土壤分析システム導入

本所機構の改革実施（5部2室12課制）

J A 全中から「平成9年度優良農業協同組合表彰」受賞

大庭寺出張所を福泉支所に、鳳南支所と鳳北出張所を鳳支所にそれぞれ統合

購買品配送体制の合理化（8支所を対象に試行）実施

合併30周年記念式典挙行

大阪府から「特定組合」の承認を受ける（余裕金運用基準の緩和）

女性会結成30周年記念式典挙行

証券投資信託の取り扱い開始

A L M（資産と負債の総合管理）委員会設置農業公園 堀・緑のミュージアム『ハーベストの丘』開園。同所に地場産農産物を販売する『農産物直売所』設置

コンプライアンス（法令等順守）・マニュアル制定

平成13年 6月	ホームページ開設
7月	長期共済保障保有高6,000億円達成
平成14年 1月	J A S T E M(信用事業新電算システム)へ移行
平成15年 3月	J A 全中から「平成14年度特別優良農業協同組合表彰」受賞
平成16年 2月	第3回 J A バンク全国大会で「優績表彰」受賞
4月	大阪エコ農産物「泉州さかい育ち」のトレーサビリティーシステムをJ A 堺市のホームページに導入
平成17年 3月	「堺市農業協同組合個人情報保護方針」と「セキュリティ基本方針」を制定
4月	「個人情報保護法に関する法律」施行
8月	貯金残高3,000億円達成
10月	経済事業改革に伴う組織整備。営農部と経済部を統合し「営農経済部」を設置
11月	営農センター購買倉庫・購買店舗営業開始
平成18年 4月	「ハーベストの丘農産物直売所」の指定管理者となる
平成19年 5月	営農センター育苗施設をリニューアル
12月	「こども110番運動」をスタート
平成20年 1月	本所総務部にコンプライアンス担当を設置
3月	新型残留農薬検査機導入
4月	全A T Mの日曜・祝日稼働開始
4月	「内部統制システムに関する基本方針」制定
5月	中部南支所新事務所竣工
平成21年 4月	ホームページに食農教育コーナー、農産物直売所コーナー、モバイルサイトの新設
5月	上神谷支所新事務所竣工
6月	学校給食への地場産タマネギの提供開始
6月	「利益相反管理方針」の制定
12月	「ハーベストの丘農産物直売所」新築オープン
平成22年 1月	「金融円滑化にかかる基本の方針」の制定
5月	J A 全共連から共済保有額純増率全国1位で特別優績表彰受賞
12月	「ハーベストの丘農産物直売所」オープン1周年イベント、愛称「またきて菜」に決定
	
	愛称「またきて菜」に決定
平成23年 3月	食農教育用DVD「私たちのまち“堺のみのり”」を制作
9月	東百舌鳥支所新事務所竣工
10月	A L M委員会を母体とした、A L M・リスク管理委員会を設置
平成24年 3月	食農教育用DVD「私たちのまち“堺のみのり”」の教師教材用マニュアル本（ワークシート付）を制作
平成25年 3月	関西広域連合が展開する「関西エコオフィス宣言事業所」に登録
6月	コミュニティ誌「みんな見て菜」創刊

7月	西陶器支所新事務所竣工
11月	J A 堺市イメージキャラクター「コメルくん」誕生
平成26年 3月	食農教育DVD「のびのび育む コメルくん体操」を制作
4月	支所協同活動取り組み開始
6月	貯金残高4,000億円達成
10月	コメルくん出張授業開始
11月	遺言信託代理店業務取り扱い開始
平成27年 1月	経営基盤強化と組織基盤の拡充に向けた機構改革。「リスク管理統括部」を新設して「リスク管理課」「コンプライアンス課」を設置、事業推進部に「ふれあい相談課」を設置
3月	食農教育資材「コメルくんのベジ・フルマット」を制作
4月	各支所による「支所だより」創刊
平成28年 3月	食農教育絵本「しょくのうたんけんたいのキャンプでごはん」を制作
4月	八田荘支所新事務所竣工
9月	農産物直売所移動販売開始
10月	J A 版農業電子図書館導入
平成29年 3月	食農教育資材「ベジ・フルかるた」を制作
7月	J A 堺市女子大学開講
7月	J A 堺市 J A 共済アンパンマンこどもくらぶ開講
8月	堺市農業塾開講
平成30年 3月	日置荘支所新事務所竣工
7月	食農教育資材「ベジ・フルボード」を制作
8月	ハーベストの丘農産物直売所出荷者大会開催
11月	J A グループアプリ「J A旬みつけ！」導入
平成31年 2月	ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」来場者200万人達成
3月	准組合員モニター制度導入
3月	営農センター購買店舗をリニューアル
10月	食農教育資材「ベジ・フルえいようわけわけカード」を制作
11月	麦検査機関登録（大阪府下で唯一）
令和元年 9月	営農センター集出荷場を建て替え
10月	合併50周年記念式典挙行
11月	
令和2年 1月	合併50周年記念式典
4月	リスク管理の充実・強化をはかるため、「リスク管理統括部」に「審査課」を設置
6月	公式インスタグラムを開設
令和3年 3月	営農・経済事業における経営管理体制の再構築に向け、営農担当常務理事制を導入
	食農教育資材「ベジ・フルイングリッシュボード」を制作

# 開示項目一覧

## 【農業協同組合法施行規則第204条に基づく開示項目】

<b>1. 組合の概況および組織に関する事項</b>	
業務の運営の組織	68
理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	69
会計監査人の氏名または名称	69
当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者に関する事項	70
事務所の名称および所在地	71
<b>2. 組合の主要な業務の内容</b>	20
<b>3. 組合の主要な業務に関する事項</b>	
最近の事業年度における事業の概況	5
最近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	46
経常収益、経常利益または経常損失、当期剩余金または当期損失金 出資金および出資口数、純資産額、総資産額、貯金等残高	
貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本比率	
法第52条第2項の区分ごとの剩余金の配当の金額、職員数	
最近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
主要な業務の状況を示す指標	
①事業粗利益および事業粗利益率	47
②資金運用収支、役務取引等収支およびその他事業収支	47
③資金運用勘定および資金調達勘定の平均残高、利息、利回り および総資金利ざや	47
④受取利息および支払利息の増減	47
⑤総資産経常利益率および資本経常利益率	57
⑥総資産当期純利益率および資本当期純利益率	57
貯金に関する指標	
①流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	48
②固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金およびその他 の区分ごとの定期貯金の残高	48
貸出金等に関する指標	
①手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	49
②固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	49
③担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保 物、農業信用基金協会保証その他保証および信用の区分をい う。）の貸出金残高および債務保証見返額	49
④使途別（設備資金および運用資金の区分をいう。）の貸出金残高	49
⑤業種別の貸出金残高および当該貸出金残高の貸出金の総額に に対する割合	50
⑥主要な農業関係の貸出実績	50
⑦貯貸率の期末値および期中平均値	57
有価証券に関する指標	
①有価証券の種類別の平均残高	53
②商品有価証券（商品国債、商品地方債、商品政府保証債およ び貸付商品債券の区分をいう。）の平均残高	53
③有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国債券お よび外国株式その他の証券ならびに貸付有価証券の区分をいう。） の残存期間別の残高	53
④貯証率の期末値および期中平均値	57
<b>4. 組合の業務運営に関する事項</b>	
地域密着型金融への取り組み（中小企業の経営の改善および 地域の活性化のための取り組みの状況を含む）	5
リスク管理の体制	10
法令順守の体制	11
金融A D R制度への対応	15
<b>5. 組合の最近の2事業年度における財産の状況に関する事項</b>	
貸借対照表、損益計算書	30

剩余金処分計算書または損失金処理計算書	43
貸出金のうち下に掲げるものの額および合計額	51
破綻先債権に該当する貸出金、延滞債権に該当する貸出金 3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金、貸出条件緩和債権 に該当する貸出金	
元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託さ れた信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、 3ヶ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当する ものの額ならびにその合計額	51
貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	52
貸出金償却の額	52
下の取得価額または契約価額、時価および評価損益	54
有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、 金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引	
自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官 が別に定める事項	58
法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けて いる旨	45

## 【その他の開示項目（任意開示項目）】

ごあいさつ	1
経営理念	2
経営方針	2
経営管理体制	2
農業振興活動	3
地域貢献情報等	3
J A自己改革実践状況報告	8
組合員から監事への情報提供窓口	12
利用者保護等への取り組み	12
利益相反管理への取り組み	13
反社会的勢力等への対応	14
金融円滑化への取り組み	14
内部統制システムに関する基本方針	16
手数料一覧	25
J Aバンクセーフティネット	28
キャッシュ・フロー計算書	32
部門別損益計算書	44
財務諸表の正確性等にかかる確認	45
貯金の科目別期末残高	48
貸出金の科目別期末残高	49
金融再生法開示債権の状況	51
開示債権と自己査定の相関図	52
為替業務等取扱実績	53
共済事業取扱実績	55
購買事業取扱実績	56
販売事業取扱実績	56
利用事業	56
指導事業	56
職員一人当たり指標	57
一店舗当たり指標	57
組合員数	69
組合内の組合員組織の状況	70
地区一覧	70
沿革・あゆみ	72

## 用語の説明

### ALM（エーエルエム）

アセット・ライアビリティ・マネジメントの略、資産(A)と負債(L)を総合的に管理(M)することにより、市場性リスクと流動性リスクを管理する手法のこと

### 円Libor（えんライバー）

円のロンドン銀行間取引金利のこと、資金調達コストの基準

### 大阪エコ農産物

農薬の使用回数、化学肥料（チッ素・リン酸）の使用量が大阪府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう府が基準を設定し、基準以下で栽培される農産物を大阪エコ農産物として府が認証するもの

### キャッシュ・フロー

一定期間内に企業が出し入れした資金の額

### GAP（ギャップ）

農業において食品安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理のこと

### コンプライアンス

法令等順守。企業が「消費者契約法」等に定められた民事ルールや行政規制等の取り締まりルールを守るだけでなく、その実効性を高めるために自主行動基準を設定し、企業内倫理を確立し、順守すること

### スワップレート

円Libor等の代表的な変動金利と交換対象となる固定金利のこと

### TAC（Team for Agricultural Coordination・タック）

とことん(T)・会って(A)・コミュニケーション(C)をキャッチコピーに全農が定めた「地域農業の担い手に出向くJA担当者」の呼称で、情報の提供と意見・要望の汲み上げによる地域農業のコーディネートを主務とする

### 堺市農業振興ビジョン

堺市が策定する農業振興政策を総合的に推進するための基本指針

### 内部統制システム

組合が健全な経営を行うため ①業務の有効性および効率性 ②財務報告の信頼性 ③法令等の順守 ④資産の保全 を目的に構築するしくみ

### 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者。地域農業の担い手として、農地利用・資金・税制面などの支援を受けることができる

### HACCP（ハサップ）

未然に食品事故を防ぐしくみで食の安全を守るための衛生管理手法のこと

### BCM（ビーシーエム）

事業継続マネジメント。リスク発生時に損害を最小限にとどめる経営手段

### BCP（ビーシーピー）

企業が緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ、事業継続するための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画のこと

### ポートフォリオ

資産を複数の金融商品に分散投資すること。またはその投資した金融商品の組み合わせ

### リスク

損失や不都合を生む可能性を指す。総括して「危険性」  
信用リスク

貸出債権の債務者や国債・社債等の債券発行事業体  
が、債務を履行できなくなるリスク

### 市場性リスク

株式市場や債券市場等の市場に投資する際に被らなければいけないリスク

### 金利変動リスク

市場性リスクの1つの形態で、金利変動による債  
券価格が変動すること

### 価格変動リスク

市場性リスクの1つの形態で、投資した金融資産  
の価格が変動することにより当初期待した収益と異  
なる結果になること

### 流動性リスク

現金等の流動資産の調達運用に関わるリスク

### 資金繰りリスク

流動性リスクの1つの形態で、資金繰りがつかな  
くなり、資金の確保に通常よりも著しく高い金利で  
の資金調達を余儀なくされること

### 市場流動性リスク

流動性リスクの1つの形態で、市場の混乱等によ  
り不利な価格での取引を余儀なくされること

### リスクフリーレート

誰でもリスクなしで得ることができる金利

### リスクヘッジ

リスクを回避・低減する工夫をすること



## みんなのよい食プロジェクトとは

### みんなで考え、みんなで行動するプロジェクト

みんなのよい食プロジェクトとは、これから日本人にとって「よい食」とは何かを、日本の農家とJAグループ、そして消費者のみなさんが一緒になって考え、行動していく運動です。

「食」をモチーフにしたシンボルマークが、「よい食」を広めています。

今、いちばん考えなくてはならない『食（しょく）』というキーワードの漢字そのものをモチーフとして、その漢字の形を、よい食を笑顔で食べている姿に、見立てています。



JA堺市 ディスクロージャー誌

発行日 令和3年7月31日

編集・発行 堺市農業協同組合

〒593-8301

堺市西区上野芝町2丁1番1号

TEL 072-278-3333

<http://www.ja-sakai.or.jp>